

平成29年第3回京丹波町議会定例会（第3号）

平成29年 9月 7日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 坂 本 美智代 君

2 番 東 まさ子 君

3 番 森 田 幸 子 君

4 番 篠 塚 信太郎 君

5 番 山 田 均 君

6 番 山 内 武 夫 君

7 番 山 下 靖 夫 君

8 番 原 田 寿賀美 君

9 番 山 崎 裕 二 君

10 番 村 山 良 夫 君

11 番 岩 田 恵 一 君

12 番 北 尾 潤 君

13 番 梅 原 好 範 君

14 番 鈴 木 利 明 君

15 番 松 村 篤 郎 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君					
副	町	長	畠	中	源	一	君				
参	事	伴	田	邦	雄	君					
参	事	山	田	洋	之	君					
総	務	課	長	中	尾	達	也	君			
監	理	課	長	野	村	雅	浩	君			
企	画	政	策	課	長	木	南	哲	也	君	
税	務	課	長	松	山	征	義	君			
住	民	課	長	長	澤	誠	君				
保	健	福	祉	課	長	大	西	義	弘	君	
子	育	て	支	援	課	長	津	田	知	美	君
医	療	政	策	課	長	藤	田	正	則	君	
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君	
商	工	観	光	課	長	山	森	英	二	君	
土	木	建	築	課	長	山	内	和	浩	君	
上	下	水	道	課	長	十	倉	隆	英	君	
会	計	管	理	者	久	木	寿	一	君		
瑞	穂	支	所	長	山	内	善	博	君		
和	知	支	所	長	榎	川	諭	君			
教	育	課	長	松	本	和	久	君			
教	育	次	長	西	村	喜	代	美	君		

6 出席事務局職員（3名）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書	記	石	田	美	穂				
書	記	山	口	知	哉				

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番議員・村山良夫君、11番議員・岩田恵一君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

山内瑞穂支所長から、公務出張のため、本日の午後の会議を欠席する旨、申し出がありましたので、報告いたします。

本日の本会議、各新聞社並びに京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告をいたします。

なお、静粛維持のため、傍聴席以外での撮影やフラッシュ撮影はお断りしておりますので、あらかじめご了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可いたします。

最初に、山下靖夫君の発言を許可します。

山下君。

○7番（山下靖夫君） 皆さん、おはようございます。私は、平成29年第3回京丹波町議会定例会において、一部を除きまして通告書に従いまして一般質問を行います。

今年の夏は猛暑続きでありましたが、ここ9月に入りまして、ようやく朝夕が涼しくなり、秋の気配を感じる日となり、農家の皆さんには稲刈りに大変忙しい時期となりました。

9月の議会は、11月の町長及び町議会選挙を控え、心は落ちつかない時期でもあります。私といたしましても、最後の一般質問になるかもしれないという思いや、町長におきましても、この4年間の締めくくりの年であり、また、引き続いて町政にかかわっていただくことを信じ一般質問をさせていただきます。

まず、第一に、防災マップとその活用についてお伺いいたします。

防災マップについては、3年前の第3回の議会でも質問をいたしましたが、今日、世界中で、また、日本の国内におきましても、不幸にして自然災害が発生しております。8月25日は、大型ハリケーンがアメリカ南部を襲いました。東京都の半分の面積が水没し、被害がテキサス州の最大都市のヒューストンとその周辺で水に取り残された1万3,000人を救助したと発表され、被災地の再建には数年かかると報じられています。

日本でも、九州の北部や関東、東北の各地で集中豪雨により家屋が浸水する被害や土砂崩れが発生しています。いづれどこでどのような被害が発生するかわからない近ごろであります。京丹波町においても、今まで台風により河川の決壊や田畑の冠水、流失、家屋の床上・床下の浸水の被害がありました。

いざというときに備えて、京丹波町防災マップの保存版が平成20年に作成され、各戸に配布されております。その防災マップは、航空写真により和知地区、瑞穂地区をそれぞれ3分割し、丹波地区は2分割して地すべりの危険箇所、急傾斜地、崩壊箇所、土石流危険溪流や1次避難所、2次避難所、屋外避難所など記載されております。自分の家の周辺の状況はよく理解できるものであります。

また、裏面の土砂災害警戒情報や、また、災害に備えて避難の心得、非常時の持ち出し品、非常備蓄品や地震防災マップ、地震について緊急地震速報、震度階級表、地震が起きたらどうするか等々詳しく説明されており、防災マップの改訂版が平成29年度中に作成され、配布されると聞き及んでおります。

次の点についてお伺いします。

まず、防災マップの作成はどこまで進んでおり、発行配布はいつごろの予定ですか。町長にお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

それでは、お答えしてまいります。

現在、落札業者と契約を締結したところでございます。

今後におきまして、防災マップへの記載事項、あるいは構成等について協議を進めまして、

来年度当初に町内全戸に配布できる予定となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 来年度当初にずれ込むというようなことでございます。

前回では、平成29年中にということでありましたが、いろいろ予定でそういうようになったのだと思います。

前は、配布された集落ごとに説明会があったと記憶しておりますが、今回はどのように防災マップを活用されるのか、お尋ねします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町民の皆さんに災害リスクの高い箇所、あるいは避難情報等をご確認をいただきまして、災害時の避難、あるいは防災学習など幅広く活用いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） それでは、直接町民に対しての説明は、各区で回ってまでは説明ができないということなんでしょうか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 先ほど町長が答弁をされましたように、防災マップにつきましては、今年度中に作成をいたしまして、来年度当初に全戸にお配りをする予定となっております。内容等の説明でございますけれども、従前からたびたび啓発等も行っているという関係もございますし、また、土砂災害の状況等につきましては、地域に事前に張り出していただいて説明をさせていただいてるという状況でございますので、現在のところは各集落での説明というものは考えていないところでありまして、でき上がりました冊子の内容につきまして、それぞれご確認をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 幾らよい防災マップをいただきましても、一遍見たぐらいではなかなか理解できない。いざのときの対応が難しいのではないだろうか。前回もらった防災マップは大変大きいもので、折り畳んでおりまして、なかなか見る機会が少ないというのが現実ではないでしょうか。本当は、各家庭一人ひとりが防災について認識を高めて、いざというときに体で覚えていくことが大事だと思います。

東日本の大震災のときに津波で多くの犠牲者が出ましたが、昨日の町長の話にもありました生徒全員が助かったという学校がありました。その学校は、大きな地震であったら津波は必ず来るから裏の高台へ逃げろという避難訓練をしていたおかげだとおっしゃっていました。いかに常日頃の訓練が大切かを教えていただきました。防災マップの配布を機会に避難訓練をどのように取り組まれるか、もう少しお互いが防災マップが活かされるような取り組みをしていただけないものかとお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私、町長在任中は、積極的に今まで続けてきたとおり、避難訓練を実施したいと思ってるんですが、その際、今回作成しております防災マップを参考に、いろいろな意見交換の時間も持ちたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 本町の原子力災害について、高浜原発の事故想定に避難訓練を行ってきました。今後どのような取り組みを計画されているか、お聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、大飯原発も間もなく再稼働されるようなので、倍に危険が増えたとは言えませんが、そうしたこともありますので、あつてはならない災害が発生したときに、最小限の被害に食いとめる。あるいは被害が全く出ないというふうに訓練を重ねていきたいと思うんですが、原子力発電にかかわっての避難訓練は、該当するところから始めていますので、これからもまた二巡、三巡、あり得ると思います。そうしたことと、それ以外にも京丹波町の場合は、山があるので、土砂災害等が想定されます。そうした訓練をほかの地域でもぜひ取り組んでいきたいと。あるいは、地域でできたら考えてもらって、行政がそれを支援するという形に少しずつなれば理想的だなというふうに思っております。もう一度申しますと、そういう際に防災マップをしっかりと教科書として、皆さんと防災についての知識の共有に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） お互い1軒1軒が、家族中の者が、災害時にどのように避難したらいいのか。また、そういうときには家族の連絡ということも大事であると思います。日頃から避難訓練をしておく必要があると思います。今も話がありましたとおり、二重にも三重にも訓練を重ねて災害を最小限度にとどめるようにご努力願いたいと思います。

次に、過疎対策についてお尋ねします。

昨年2月議会では、人口減少について町長にお尋ねしました。

今回は切り口はこだわりませんが、同じような質問内容になりますが、過疎対策についてお伺いいたします。

町長は、平成27年第1回定例会で、人口減少消滅自治体の話を出しますと、もう全然そういう後ろ向きというか、暗いというか、京丹波町だけは立派に生き残って、よそからもよい町だなということで来てもらえる町にと前向きの発言をされておられた。

過疎問題、まして質問することに気を悪くされてると思いますが、しかし、一方、現実として見ることも大切だという意味で質問をさせていただきます。

日本人口は、2008年をピークに減少に転じ、2060年は1億人まで減少すると推定されています。我が町でも合併当時、1万6,893人が先月31日現在、人口集計表では1万5,000人を切って1万4,672人、なんと12年間で2,220人も減少しております。生産年齢を見ますと、9,376人から7,419人と1,957人も減って、生産年齢人口比率は55.5%から50.5%に減少していました。

町長は、平成28年第1回定例会において、人口減少は、ある程度文化が本当に進展したときに人口減少が起きると教えてくださいました。学問的な見方だろうと思いますが、もう賞味期限が過ぎた私たちには、過疎のようになるのは心配でなりません。

そこで、同じような質問をいたしますが、再度お尋ねすることをお許し願いたいと思います。

限界集落についてお尋ねします。

限界集落が増えていると思いますが、今何集落になりましたか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、限界集落ですが、学識者が総人口に占める65歳以上の割合が50%を超えまして、集落共同体として存続が危ぶまれる集落の状態と定義しております。本町では、そのような定義で集落を区分していることはないわけですが、まずご理解をいただいております。

なお、65歳以上の割合が50%を超えている集落は、平成29年4月1日現在の住民基本台帳上の数値で、27集落になります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 前回お尋ねしたときよりかなり増えているように思うんですが、町長

は、限界集落という言葉は使われなくてもいいかもしれませんが、どのような問題点がありますか。お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 毎年、開催いただいております京丹波町区長会の意見交換でも、地域の担い手不足から地域の祭りといった行事など、いろんな行事ですけれども、集落での取り組みを継続していくことが非常に困難になっているということが多く出されております。その状況の中でも、住民の皆さんがそれぞれ知恵を出し合い、元気に楽しく暮らしていただくために、その時代や地域の実情にあった形に取り組みを見直されまして、できる範囲で実施いただいているのが現状でございます。

集落という身近なつながりが今後も継続していくためには、まず、住環境を整備保全するなど個別の要望に誠実に対応することが大事だというふうに私は理解しております。また、複数の集落で連携しながら小集落の負担軽減、あるいは地域行事の継続など、自主的に活動されている住民自治組織等を引き続き支援させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 集落が特に若い方が少なくなると。その集落を支える人が少なくなれば、今もおっしゃいましたとおり、地元のいろんな行事がなかなかしにくくなるということ。これは、集落の活気が薄れてくるということにもつながってくると思います。今も話がありましたが、前回は提案したんですが、限界集落に近い集落同士、お互いに財産は別として、いろいろな役割分担をしたら少しでも区長さんとかいろいろな役の方の荷物がおりにるのではないだろうかということを提案しておりました。町としましても、そういう集落には支援をしていただけたらうれしく思います。

では、次に、町長がおっしゃる雇用の問題。「雇用関係は分け合っても、みんなが気張って仕事をするようにというような社会にしていかなければならない」ということを言われておりました。ということは、実際問題として、どういうことなのでしょう、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本当に基本的なことですけれども、経済が非常に活性化して人手不足というふうに日本全体ではなっています。そのことは非常によいことだと思ってるんですけれども、その際、日本の雇用関係というのは、今まで終身雇用という独特の雇用文化が私はあったというふうに理解しております。そうした雇用文化の中で経済が発展してきたんだという

ふうに思っております。昨今の状況を見ますと、非正規雇用の拡大、あるいは改革という名のもとに、日本の産業とか経済を支えられていると。世界に誇れた独自の雇用文化が失われつつあるとも感じているということを申し上げました。

ある方から聞かされたんですが、京丹波町では、兼業農家という言葉はしっかり残るように町政運営をすべきだという話です。これは、兼業の林家であったり、兼業水産家であったり、また、生産した人が加工して販売もすると。いわゆる兼ねるということが京丹波町の雇用をしっかりと守っていく上で大事だという意味です。勤めながら農業をする。勤めながら林業をする。あるいは農業をする傍ら林業をするとかという意味です。そういうことが否定されてきた時代があると思うんですね。そやけれど、いま一度、先人に学んで京丹波町では、そういう助け合い、支え合いというきずなという言葉に置きかわってますけれど、そういう地域文化というものを全部は無理ですけれど、一部でも取り戻せるように私は頑張っていきたいなという意味で、雇用関係は分かち合っても、分かち合うということは支え合うということであらわしてるんですけど、そういうことは大事なことだというふうに思っております。これは、ノーベル経済学賞を受けたような人が安倍総理大臣に進言を実際にされてるんですね。やっぱり経済の発展は、日本の雇用文化を守りつつ発展させるべきだと。余りどこの国かとは申しませんが、そういう関係を破壊するような関係で経済の発展を導くべきではないというふうに進言されているということも書籍にあらわれております。外国の人でも日本はすばらしい雇用文化があるというふうに言ってくださってるわけで、ぜひ京丹波町では、そういうことも知って施策を実施していきたいということを申し上げさせてもらいました。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） ありがとうございます。

私は、本当にこれを小さく解釈しております、町内には限られた職がたくさんございません。特に安定した職はといったら、JAとか、役場とか、金融機関というようなものが頭に浮かびまして、特にこれは言いにくいわけですが、役場関係におきましては、1家族で2の方が職についている。その方が1人でもほかに転職されまして、その分新しく町職になられたら、2軒分の方が恩恵を受けられるというふうなことも含んでおっしゃったのかなというふうに思っておりました。今も兼業農家を京丹波町は残すべきだというふうなこと。これは大変厳しい問題でございまして、今現実を見ますと、耕作放棄地がたくさん出てきました。これは、町にとっては大変不都合なことで、活気のない町になってしまうというふう

に私は心配しております。今はおかげさまで人手不足というような社会になりつつありまして、それぞれの仕事はあると思うんですけども、特に京丹波においては、限られているということがネックではないかと思えます。特に学校出られた方は、専門職の勉強をされまして、その方々が職がない。仕事はあるんですけども、あった仕事がないという意味だと私は思っておりますので、何か参考になったらうれしく思います。

次に、町長は、この8年間、「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりに頑張ってもらった。安心は、健康生活には医療施設の充実は欠かせない医師確保に奔走され、和知診療所はもとどおりに復元されたことは評価し、町民も安心されていたことでもあります。

一方、過疎の進む集落においては、大きな心配があります。例をとりますと、ゼロ歳から39歳まで若い人が1人もいないという集落があります。そんなところの区民は将来希望あるでしょうか。その手助けをどのように思っておられるか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ゼロ歳から39歳、その年齢層がないということは、こういう絵ができるんですね。いろんな時期があって、平成29年、2017年がそういう人口構成になっている地域があったとしても、やっぱりその地域については、その時期は非常に悲観的になれるかもわかりませんが、その隣には集落があるわけで、先ほど申しましたとおり、そういうときはやっぱり連携してもらって、3集落ぐらいが一緒になって今まで続けてこられたその地域のよさ、お祭りであったり、諸行事であったりするわけですが、そういう形で何とか3集落で1つの歴史文化を継続させてもらいたいというふうに思います。そのことを後押しするのが行政のあるべき姿ではないかというふうに思っております。それを5集落にしたりして、今現実にはいろんな行事に取り組んでいただいております。5集落で閉校になったグラウンドを一生懸命草引きしてもらって、そして一緒に食事をして、一緒に映画を見ていただくというような場に1週間ほど前に案内を受けて、私も激励に行かせていただいた事実があります。そして、私、昨日も申しましたが、一番苦勞の伴う水田農業を選択したということで、一番苦勞が伴うということは、それだけ助け合い、支え合いの文化が確立したと。また、そのことによって、苦勞が伴うさかいに感謝の気持ちも強く持って、また、願をかけるための神社がいっぱい集落にあったり、お寺がいっぱいあったりするということ。少し前を振り返ったら、先人がそういうふうにして今日を築いてこられたということなので、今苦しいときこそそういうことに学んで、何とか仲よく現状を維持するというのが私は大事だと思っております。それを後押しするのが、あるいは先に立って一緒に気張るのが行政の姿だというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 今も歴史的な観点から農業を選んだということで、お互いこれは助け合って、支え合って、感謝をするというふうな歴史をいま一度我々は見直さなければならぬ時期になってるんだなというふうに感じました。なかなか今の時代、若い人は、神社に対しての見方が違って、おすがりとか、祈りとかということが少ないのではないかというふうに感じております。集落には人口的にも波があると思いますが、3集落、また5集落が集まって将来に向かって頑張っていっていただきたい。それを町が一生懸命後押しをしてくださる。そういう町になったら大変私もうれしく思います。

3つ目にですが、町内に空き家たくさん増えてきました。前回、空き家は何軒ありますかと聞いたところ、把握していないということでした。では、今どのように把握されていますか。お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内の空き家軒数ですが、平成28年度に土木建築課で実施しました、水道の閉栓状況と外観による調査の結果ですが、448軒となっております。

また、今後、詳細調査を実施しまして、空き家軒数を特定してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） かなりたくさん空き家が町内にはあるということがわかるんですけども、実際、空き家が隣にあれば大変なことであります。火の心配やら、また雑草が繁茂しますし、時にはいろんな小動物が入ってきて、近所にも迷惑をかけるというようなことが起きていると思うんです。できるだけ腐朽した家は、早く解体できるように持ち主に啓蒙していただきまして、この町が元気な頑張ってるぞというような町姿を私は見せるべきだと思います。

それで、Iターン、Jターンの方の受け入れをスムーズに行う方法として、空き家バンクがありますが、その活用はどのようになっているのか。また、登録されている方は何軒ありますかということをお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 空き家情報バンクにつきましては、8月末現在において、累計61軒の物件が登録されております。うち16軒が成約となりました。

現在は、16軒をホームページなどで紹介しております。

また、違う観点ですが、町内のゲストハウスとして、質美振興会が運営されています「お試しハウス」がございます。現在のところ移住希望はないわけですが、こうしたいろんな形で空き家について町外にも発信をしているということでもあります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 空き家バンクが登録されて、16軒が成約されたということは、大変ありがたいことだと思います。ゲストハウスにつきましては、質美のほうで試しておられるということなんですが、それにはまだ応募はないようでございますが、我々としては、Jターン、Iターンされた方が、一度京丹波町に来られまして、そこで10年、20年を生活されまして、どちらかがお亡くなりになったり、車が運転できなくなったら、また都会へ帰っていかれるということも見られるわけでございます。いかに京丹波町は交通の便をよくしなければ、到底末代までは住んでももらえないということが現実になっているのではないだろうかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これからそういう必要な移動手段については、京丹波町独自でなくても、いろいろ研究させてもらって、私は取り組んでいきたいというふうに思っております。空白地帯というか、交通空白地帯という表現をされているんですが、そういうことについても積極的に取り組んでいきたいし、また、福祉にかかわっての有償運送についても、周知ができていない部分がありますので、しっかりとお知らせして取り組みますよということで、そういうことが理由で町外に出ていかれるということのないようにしっかりと取り組むことをお約束しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 先ほどからお話いただきましたが、田舎は田舎のよさがあり、また、田舎は悪いところもあるわけなんです。先ほどJターンの話をしましたが、若い夫婦が都会に出ておられまして、そしてその方々が定年を迎えられまして、それなら1回家へ帰ろうかと家で相談したら、嫁さんは「お父さん、あんた1人で帰ってきなはれ」と。そういうふうな答えが出るように聞いております。田舎のいいところと悪いところと、やっぱり我々住んでいたらわからないんですけども、「お父さんはそこで生まれてそこで育ったのだから知っている人も多いやろうけど、私はそやないんやで」というような悩みがあるようでございます。そういうことを研究して、田舎の欠点というんですか、そこがどんどん改めていくべき

ではないだろうかというふうに思います。兼業農家も大変重労働で苦しいと思いますが、頑張ってくださいというふうに私からもお願いしておきます。

次に、3点目でございますが、町長はこの8年間、「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを公約にあげられ、京丹波町の発展にも努力され、その成果たるものは目を見張るものがありました。これは町長の人徳とか努力以外ではほかにありません。皆が認めているところだと思います。首長さんの出馬表明のときに「事業半ばのため続いて担当させていただきたい」ということをよく申されます。昨日も山内議員の質問にある程度詳しく答弁されたので、今日は新聞にも載っておりましたが、本日、町長の出馬表明がなされますので、この質問は控えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山下靖夫君の一般質問を終わります。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、ただいまから平成29年第3回定例議会におきまして通告書に従い、次の2点について町長と教育長にお伺いをいたします。

1点目は、教育関係について、教育長にお尋ねをいたします。

日本の子どもの貧困をめぐる状況は依然として深刻であります。貧困問題はどの世代にとっても深刻であります。発達成長過程にある子どもの時代の貧困は、健康や学力など子どもに必要な条件が経済的困窮によって奪われるという点では、影響は大きく子ども自身の人生はもちろん、社会全体にとっても大きな損失をもたらすものと考えます。

このことを踏まえまして、次の4点について、教育長に見解をお伺いをいたします。

1つには、新入学時に買いそろえる学用品等について、教育長にお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成25年の4年前にも質問をいたしました。当時は朝子教育長でございましたが、学校の意見も十分に聞きながら考えていきたいとの答弁をいただきました。改めまして、松本教育長にお聞きをしたいと思っております。

入学時には、学校で一括して購入する学用品や学校指定の体操服など、ひとそろえをすれば2万円ほどはかかるとお聞きをいたします。そのほかにはかばんなど買いそろえとなれば多額の出費となります。その中でも算数セットなど、短期間しか使用しない教材はもったいないことから、子どもたちが共有して使う備品として学校に備えつけてはどうでしょうか。これは、物の大切さを教えたり、使わなくなれば不用品となるわけですからゴミを増やさない。また、保護者の負担軽減にもなるかと考えます。その点をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

算数セットなどの教材は、児童が学習を進める上で必要不可欠なものとして現時点では購入をお願いをしております。ご質問の算数セットは、算数の導入時に数と量の概念を具体物をもって学ぶという点では不可欠な教材として各学校において活用しているわけですが、保護者負担の軽減の観点から学校備品としての提案であります。ほかにも学習上必要な教材が多くあり、それらの教材が教育を進める上で、個人の教材であるべきかどうか改めて教育的観点からも考える必要があると考えております。

なお、各学校においては、教材の購入に当たっては保護者に不要の負担をかけないように、学校において兄弟で使用したものの利用、また近隣から譲り受けていただくなどの配慮をお願いをしているというふうに承知しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） もちろん必要な学用品なので購入すべきではあるんですけども、算数セットにおいても、大体2年生ぐらいまで利用するのではないかと思うんですけど、それが終わればそこら辺にお家の中でもほったらかしみたいな感じになるのではないかと思います。改めて考えていきたいということではありますが、そういった学用品を大事に使う、物を大切にするといったことも教育の1つの考え方でもあるわけですから、そういった算数セットなんかは中の小さいものがたくさんあります。そういったものは1つでもなくなったら教材としては利用できないので、なくなった部分だけ買うとかそういうふうにするのも必要ではないかなと思いますので、またそういった点も考えていただけたらと思います。

それと、1つは、算数セットというのも2,600円と。私、調べたのが4年前だったので、多分安くはなっていないと思うんですけど。ピアノカが4,700円というふうになっているんですけども、このピアノカ自体も、附属品で吹く部分さえ取りかえるようにして、本体自体は学校に備品として備えつけることはできないかなというのがあるんです。個人持ちであれば持って帰らなアカンということもありまして、結構重たいのと。うちも息子の何十年も前のがまだありますので、なかなかそれをほかすというのももったいなくて、兄弟があれば確かに利用できるというものの、同じ学年ではないと思うんですけども、時間帯が同じでしたら使うということが難しいというのがありますので、学校として本体を備えつけておくということはどうでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今申しましたように、算数セットやピアノの例を出されましたが、学校で子どもたちが学習活動をする上で多くの教材用具を利用しております。それら一つ一つが金額の問題もありますが、教育を進めていく上で個人として購入することが望ましいのか、そうでないのか、今幾つか例を出されていますが、ここで私が直ちにこれはこうですというのは、やっぱり朝子教育長が答えられたように、学校現場の意見もよく聞かねばなりませんし、教育的観点から個人持ちがいいのか、そうでないのか、これは先ほど答弁させていただいたように、そういう観点からよく検討する必要があるというのが今現時点で私の持ち合わせている答弁内容であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 十分、学校の現場とご相談をしていただくということではありますが、わちエンジェルは、ほかの保育所はどうなっているのかわかりませんが、聞くところによれば、本体だけは置いておいて、附属品だけを個人持ちでしているというようなこともお聞きいたしておりますので、できないことはないのかなど。数的にも保育所と小学校とはまた違うし、教育現場というのもあるので、違うかと思うんですけども、そういったこともしておられます。

1点だけちょっとお伺いしたいのは、リコーダーは何年かでモデルチェンジされるんですか。形が変わってくるんですか。それも兄弟で回したらいいんですけども、兄弟でも形が違ふと気にするというのも聞いたりするので、そういったモデルチェンジというのは何年かに1回するというのが決まっているのか、ちょっとその点だけお伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 率直に申し上げまして、その点についてはよく承知をしております。学校が違うものを選んでいいのか。あるいは業者の側でモデルチェンジがあるのか。その辺については承知しておりませんので、改めて教育委員会としても承知したいなど、今そのように思いました。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それこそこれも兄弟で使えるものがあれば使いたいということからしても、できるだけ保護者の負担を少なくするためにも、それぞれ学校によって違うかもわかりませんが、1回調査していただけたらと思います。

2つには、放課後児童健全化事業について、教育長にお伺いをいたします。

この事業は、保護者が就労のため放課後の家庭保育に欠ける児童に対し、適切な場所を設け、集団生活の中で健全な育成を図ることを目的として設置をされました。合併後、この間、学童保育は、保護者の強い願いや要望のもと、平成23年にこれまで対象児童は4年生であったものを6年生まで対象学年の拡充の見直しがされてきました。大変、保護者の皆さん、喜んでおられました。

しかし、この間、保護者の負担額の見直しはされておられません。負担額は所得によって算定をされております。生活保護であればゼロ円ではありますが、ゼロ円から1万円まで、大体6段階に設定をされております。同一家庭で2人以上入部している場合は、2人以降については2,000円減額となっております。今、経済状況から見ましても、軽減を図る観点からしても、2人以上を半額に見直すという考えはないのか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学童保育における保護者の負担額は、議員のお話にもありましたように、所得に応じ6段階で算定をしております。そして同一世帯に2人以上入部をいただいている場合は、2人目以降については2,000円の減額を行っております。保護者の負担軽減の観点からも生活保護世帯、準要保護世帯、母子・父子世帯については負担を求めておりません。これらは、保護者の負担軽減を考慮した一定の算定方法であると考えておりますが、それ以外にも一律負担金だとか、夏季・冬季休業期間中の加算などについては、近隣の状況も参考にしながら研究していきたいと。そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 算定基準が所得ということですので、これ以降のも就学援助とかそういった関係も全部子どもの貧困対策ということにも関係することではあると思うんです。やはり2人、3人となれば、所得段階にもよりますが、1万円以上払わないといけなといったお宅もお聞きするんです。何のために働いているのかなとか言われたりすることもありますので、なかなか瀬戸際の収入の方が大変しんどいということがあるんですね。本当は2人以上何人おられるかなというのをお聞きしようと思いましたが、通告がないので、また調べておいていただけたらと思います。またその点は近隣とも調べていただきまして、調査していただけたらと思います。

また、学童保育の件であります、のびのび1組と2組の学童保育施設は、建物の年数もかなり経過をしております、早期に整備検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学童保育1組、2組については、施設上の課題も見られると承知しております。特に1組については、夏季休業中、プールへの移動等の課題等ありましたので、夏季休業中に丹波ひかり小学校において学童保育を試行的に実施も行いました。これらの取り組みについて、現在、保護者等からのアンケートをお願いもしておりますので、今後こうした声も含めて学童保育のあり方について考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） この件は、昨日、北尾議員の質問にもありました。私たち配付をいただきました平成27年度、平成28年度の京丹波町創生戦略事業評価資料を見ましたら、教育関係では、学童保育施設の充実を図るために小学校施設の活用も含め整備したいというふうに載っておりました。昨日の北尾議員の質問の中で、教育長が保護者に夏季の間だけひかり小学校の図書室を利用したということの保護者からのアンケートの声で、やはり安心・安全であったというのが第一、そして、指導員だけでなく学校校内であれば、先生の目もあるといった保護者の安心感というのがあるというようなこともお聞きいたしました。1組に対しては、昨日、北尾議員におっしゃったので、私はのびのび2組のことについてお伺いしたいんですけど、これは旧桧山保育所を今活用をしております。旧桧山保育所は、昭和51年に改築をされておまして、41年経過しております。1組と同じく、ここもプールは瑞穂小学校まで商店街を歩いていってるわけではありますが、やはり耐震の面からしても、やはりこの施設というのは、安心・安全の面では劣っているというのは1組と同じだと思います。和知小のように、校内の中で実施をしていただくことが教育長もおっしゃっているように、望ましい学童保育の体制ではないかと思うんですけれども、今後、そういった方向に向けていつ頃検討していくのか。具体的にわかれば、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学童保育の特に1組、2組、施設上の課題の点をご指摘をいただきましたし、学校と離れているというあたりでの移動の安全性の問題等、教育委員会も一定の課題も認識もしております。現時点で具体的に何年度にというふうなところまでの計画は持ち合わせておりませんが、検討すべき課題として、特に課題の大きい1組について、今回、こうした夏季休業中ではありましたが、実証的なことも行いながらどういうことが望ましいのか、現場の意見も聞きながら教育委員会としても検討もしていきたいし、2組についてもそれに似たような事情もあるということも踏まえて、教育委員会としては考えていきたいと

思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 私が勝手に考えるだけのことでありますが、瑞穂小学校の下に体育館と併設して、お昼はランチルームとして使ったりするところがありますね。あそこは学童保育として放課後使用することはできないのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ランチルームという位置づけではありますが、それ以外にも教育活動の多目的な部分としても活用しているということでもありますので、現在、学校の教育活動に使うことを当然優先せざるを得ないと考えますので、そういう点で2組の学童保育がどうあるべきかは、今ご提案いただいたことも含めてではありますが、総合的に考えていかなければならないなと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 1組は、保護者のアンケートをとってそういった意見も出されましたが、2組においても、利用する保護者の方の意見も聞く中で、できるだけ学校内で実施するというのを前提に、ぜひ一歩進めていきたいということを申し上げておきます。

3つには、これまで質問も何回かさせていただきました。就学援助の入学金の支給時期の見直しについてであります。

昨日も森田議員からも質問がありました。その中で、京都市においても、この9月議会に補正予算が上程をされたことが新聞にも記載されて、教育長もご存じかと思っております。この就学援助につきましては、国から出された大綱に沿って就学援助の活用、充実を図ることとされていることから見直しをするべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 昨日の森田議員さんの質問にもお答えをさせていただきましたが、考え方としては、必要なときに必要な援助ができるというのは、これは最も望ましいことだと。基本的な考え方としてはそんなふうには思っておるんですが、認定その他、手続上の課題をどう整理するのか、昨日、お答えは、そういう点での検討を改めてする必要があるということをお答えさせていただきましたので、現在においてもその考え方で、どこに課題があるか教育委員会内部でよく検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） この就学援助については、私も3月議会で質問をさせていただきました。今教育長が答弁していただいたことをお聞きはしております。教育長もご存じかと思うんですけど、南丹市でもこの9月議会で、市長も教育長も実施をするというような答弁がされたとお聞きいたしております。やはり、それだけ、今、この子どもたちに対する対策が必要だということがひしひしと感じられるのではないかと思いますよね。今、教育長がおっしゃいました必要なときに必要な給付をするのが望ましいとおっしゃいましたが、誰かの文句ではないですけど、「今でしょ」ではないでしょうか。私はそのように思うんですけども、3月議会でも答弁をいただいたときに、実施している市町村は、所得などの基準は前々年度のものを利用してると。採用しているというような答弁もありました。そのことを考えれば、やはり本町もできるのではないですかと思うんです。やはり国においても、前倒しをして支給しなさいとおっしゃっているわけですから、事務的なことがあるとおっしゃいますが、よその市町村ではできてるんですから、やはりできるのではないかと思います。再度お伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 1つには、認定を行う際の所得の確定をいつをもってするかと。これ1つ大きな点であります。それと、入学前に支給をすると。例えば小学校1年生ですね。3月に支給すると、まだ入学していないという段階で支給するということの行政手続上、事務上のその後、例えば支給後転出異動があったりとか幾つか検討すべき課題、テクニカルな問題としてあります。その点をどう整理するのか、部内ではそんなことが。したがって、幾つか我々も府内の他市町村の状況については把握に努めております。そこの技術的な問題をどんなふうクリアするのというのが、その点が今我々の中での考えるべき課題ということで整理したいというのが昨日からの答弁の趣旨であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） なかなか進展はしないんですけども、それこそ3月議会でこの件に対しまして、3月時点では所得が決定しないからということも大きなことではあったと思うんですけど、学童保育も負担料は4月から徴収しているわけなんですよ。それは4月から入ってると。入学してるから目には見えますが、その当時は川篤次長でございましたが、直近でわかる所得で算定したというようなことも答弁もいただきましたので、やはり南丹市にしても、京都市にしても、京丹波町の生徒の人数から考えても、何十倍も違うと思います。

ので、ぜひ前に進めていただきますよう、そのことを強く要望しておきます。とともに、認定基準というのがありますね。就学援助の中には、もちろん所得の目安とか申請書の附帯内容というのを京丹波町においては8項目ほど附帯内容もあるわけなんですけど、これ以外の該当するものとして、京丹後市とか、綾部市とか、舞鶴市は、それ以外に上記以外の方でも、児童扶養手当を一部受給している方、経済的理由で給食費等の納入が困難な方なども申請できると。もろもろが書いてありますが、こういったことが書き加えられてあるわけなんです。京丹波町の場合はそれはないんですけども、やはりこういったことも幅広く受けとめるためにも、こういったことも加えるというお考えはないのか、お伺いしたいのとあわせて、生活保護基準、京丹波町は1.3倍以下なんですけれども、近隣町で言ったら南丹市、綾部市、福知山市、宮津市なんかは、1.5倍以下にして、こういった経済的困窮者の支援として拾っているというようなことも、これは私たち共産党の議員の中で調べたりしてわかったことなんですけど、やはりこういったこともあわせて見直しをするという考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まず最初に、準要保護等の認定に他市町の幾つか、本町にない項目を加えてあるということですが、それらについては京丹波町の実態に即してどうなのか。これは他の市町村の状況もよく調査してみたいと思います。

それから、基準額の率の1.3と1.5ということですが、これについては、国のほうでそれぞれの自治体の状況に応じて一定の方向性が示されております。その中で、本町については、第3条第3号の中で1.3ということですので、これはそれぞれの市町村の実情の上で京丹波町として判断している数字と。そんなふうに認識をしております。そういうご提案がありましたけど、これらについても今近隣の町の様子も議員さんがお話がありましたので、それらについても状況は一度調査してみたいなと思いました。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 次に、民生児童委員の証明が申請する場合に必ず意見書をつけて証明に書いていただいて出してほしいということになっておりますが、これは法律では求められていないと思うんですよね。不要にするべきだと私たちは思うんですけれども、民生児童委員さんはそれぞれ各地区でおられるわけですが、申請する者にとっては、なかなか高い部分も見えるんです。申請したいんですけれども、内輪的に家の内情がちょっとなという方もおられますので、法律で別に求められていないものであれば、不要ではないかと考えます

が、教育長のご意見をお伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 民生児童委員の皆様には、それぞれ担当いただいております地域内の児童生徒の状況をよく把握いただいて、それをもとにさまざまこれまで支援をしていただきました。そのことによって子どもたちは見守られていると。そんなふうに感謝をしております。そういう視点から、例えば、法的には求められていないということではあります、就学援助の認定についても民生児童委員さんにかかわっていただくということを通じて、結果としては、子どもたちにとってプラスになるのではないかとということで、本町においては、それが今のところ望ましい認定のプロセスの1つではないかというふうに考えております。現時点においては、基本的にそんな考え方に至っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 4つ目には、学校給食費の保護者負担軽減についてであります。

これも、この間、何回となく質問をしてまいりました。3月議会での教育長の答弁では、義務教育の無償という観点で見ると、子育て支援の観点から検討ということではないかということでありましたが、現実として、保護者にとって給食費などを含めて教育費の負担が重いというのが保護者の声であります。義務教育は無償という立場ではあります、財源もかわることからも多子世帯への補助として、まず第2子以降の給食費を半額にする考えはないかお伺いしたい。

また、もし軽減措置をした場合、町の負担はどのぐらいかかると試算されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 3月議会でお答えをしたのと基本的には同じ立場に立っております。

なお、第2子以降の給食費を半額に減額したと想定した場合の町の負担額は、およそ700万円程度と試算をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 700万円というのは、これは小学校だけですか。中学校は。小中合わせて第2子以降。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 小中学校合わせてというふうに試算しております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 700万円って、少なくて済むんですねと私は感じました。ぜひ続けて給食費無償化に私たちは目指しているわけですが、ぜひ第2子以降、まず多子世帯に対しての負担軽減を検討していただきたいと思います。

関連質問といたしまして、今、子育て支援という立場でありますので、町長にお伺いしたいんですけども、平成28年度の6月議会で、私、貧困調査について、町長にぜひ本町においても子どもたちの貧困率を調査してはどうですかということをお伺いしたいんですけど、町長は、この調査は国や府がするということの答弁をいただきましたが、やはり、この間、今、教育関係ばかり教育長に質問をさせていただきました。これ全部子育て支援と教育関係というのは、切っても切れないものだと思うんですけど、本町の実態把握ができていなければ、子育て支援の充実というのは図れないのではないかと考えます。やはり隠れ貧困というのが見えてこないということでもあります。なかなか自分から困ってます、困ってますと言う方も確かにいらっしゃるかとは思いますが、なかなかそこまで自分から言えない保護者も多いわけですから、そういったことも実態把握としてするべきではないかと思いますが、その点お伺いしたいと思います。例といたしましては、舞鶴市では、貧困調査の実施をされております。また、伊根町の貧困率というのは7.4%で、全国の平均の半分以下であると。これも共産党議員団の中での報告を見たわけではありますが、このことを考えましても、やはり本町の子どもたちをめぐる貧困というものを実態調査をするべきではないかと思いますが、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国とか府が推定されてるのかな、そしたら。そういうことは把握すべきだと思っております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 先ほどの独自でされてるんだと思います。ほかのところはまだなかなか出てきていませんので。

それと、もう1つ、町長に関連といたしまして、この貧困対策の1つとして、今も言いました給食費なんですけれども、府に対して給食費の補助を求めると。この貧困対策の1つとして求める考えはないか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 要望については、しっかり検討せんと何を言うんだということになってもよくないので、貧困対策として給食費を要望するのか、全体にいろいろ要望するのか

ということを検討したいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 大きく貧困対策として要望していただきたいと思います。

2点目には、町道の維持管理について、町長にお伺いをいたします。

1つには、これまでも質問いたしました。舗装されていない町道ですが、区民の出役等で碎石を引くなどしてきています。しかし、大雨が降るたび流され通行しにくくなっているのが現状であります。今、高齢化が進む中、近年の天候不順もあり、維持が困難となってきているのが現状です。確認はされているかとは思いますが、どうでしょうか。

1つには、交通安全の面からも、そして、安心・安全なまちづくりとしても、年次計画を立てて舗装するべきと考えますが、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 豪雨後につきましては、被災確認のため巡回を実施しております。定期的な巡回は実施しておりません。通行に障害が生じた場合は、区長さんとか住民の皆さんから通報をいただきますので、現場に駆けつけて対応しているということであります。

舗装については、本当に必要なところからさせていただきますので、そのようにご理解いただいたらうれしいです。具体的に、昨日も要望について署名とか何とかおっしゃってましたけど、そういうことではなしに、率直に言ってもらったらいいのではないですか。いつもそういうふうに取り組んでおりますので。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、町長は、通報というか、声をかけていただいたら、そのときそのときちゃんと対応をしているということではありますが、なかなか町道であっても、ほとんど利用者がどうなんだということになるわけではありますが、利用者が云々ではなくして、やはりそこに町道がある限り、やはりそういった碎石等で、年、春と秋なんですけどね。彼岸の道づくりに碎石だけいただいてしているわけですが、やはり全面的にというのはなかなかなので、10メートルでも、20メートルでも、少しずつ舗装していただければ、その分区民の皆さんの労力といったものがほかの作業に振り分けることができまして、そして軽減もされるのではないかと思うんです。年次計画の中でもそういったところを中心に、10メートルでも、20メートルでも、舗装をしていただきたいと思うんですが、再度お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 考え方は非常によいと思います。現状、申しておりますとおり、必要などところからしっかりと取り組んでいくと、舗装についても、というふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 2つには、開発団地の町道の維持管理について、お伺いしたいと思います。

開発団地内での草刈りは、持ち主が不明というところも多くて、苦情はたえないのが現状であります。穴ぼこは、一定埋めていただいておりますが、いつも同じ場所が掘れていることから、一時しのぎではなく、しっかりとした工事をするべきではないかと思っております。

また、町道に伸びてきている草や雑木などで、車の往来が困難とともに危険を要する場所も多くあります。定期的なパトロールを実施することや草刈りをするべきと考えますが、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 定期的なパトロールの実施は必要と認識しているわけですが、実施はできておりません。通報や通行の際に穴ぼこ等危険箇所を発見した場合は、速やかに職員による修繕を行っております。

また、開発団地内の道路へ伸びた草木につきましては、その周辺の空き地等から繁茂したものが多く、基本的には個人所有地の管理者または所有者の方にお問い合わせすることにしております。

通行に支障が生じている場合には、「京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例」により、管理者に対しまして適正な措置を講ずるよう文書等によりお願いをしておりますが、所有者が特定できない場合、所有者による管理が困難な場合には、やむを得ず職員による除草等を行っているのが現状でございます。

今後におきましても、開発団地内の適正な維持管理方法について、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それこそ所有者が不明な方のところだと思うんですけども、両脇から草が伸びてきていて、車1台しか通れないような状態のところもあります。確かに、所有者が責任を持って草刈りをするべきではありますが、なかなかそれができていない以上、やはり町道となっているわけですから、やっぱり町のほうもそういった住民の安心・安全な面

からも、草刈りをするべきであると思います。パトロールができていないということは、町長も認めておられるわけですが、自治会のない団地なんかは、町長は区長さんから言ってもらったらよろしいよと言われるんですけど、そういった自治会のないところは言うだけで、なかなかそっちまで意見が行ってないというところもあるかと思いますが、やはり住んでいれば住民さんではあります。同じ住民さんではあるわけですから、パトロールをした上で、これは危険だと思われる部分があれば、やはり町として責任を持って草刈りなどすべきではないかと思うんですけども、その点お伺いしたいのと。

峠なんかでは、草もそうなんですけど、上からの木が垂れ下がってきて、土木建築課長にも写真を昨日お持ちいたしたんですけども、私の軽自動車であっても車の中で頭を引っ込めて通りたいぐらいな枝が垂れ下がってるわけなんです。道路法の中で、道幅とか高さというのは、何か規定というものはないのでですか。ちょっとその点もお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長

○土木建築課長（山内和浩君） まず初めに、先ほどパトロールとか、実際に定期的なパトロールのほうは実施できておりませんが、現場へ行く際とか通行する際に確認をできるだけするようにさせていただきたいと思っておりますし、また、支所とも連携しながら現場の把握には努めてまいりたいと考えております。

通行の関係ですけれども、一応、道路の路面から5メートルということで管理のほうをさせていただいてるわけなんですけど、先ほどもありましたように、現場も確認もさせていただいたんですが、町道横の山林から枝等によりまして、通行のほうがしにくい状態になっておりますのは確認したんですが、先ほども町長からもありましたように、基本は山林の所有者の方、また管理されている方に伐採のほうをお願いしたいと考えておりますが、通行に危険がある場所や所有者が特定できない場合は、伐採のほうとかを町のほうもさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） やはりパトロールをしていただければ、的確にどこの場所が危険で、どこがこうやなというのがわかるかと思うんです。職員さんも少ない中で大変かと思いますが、それも1つの住民の安心・安全を守るためのお仕事ですので、ぜひ実施をしていただくことを要望しておきたいと思っております。

最後でありますけど、任期のある4年間、身近なことを小さいことですけれども、私としてはいろいろ取り上げてきました。その中で、住民さんの声の中では、やはり自分の家の前の溝蓋がついたらうれしい。穴ぼこが埋まったらうれしいと。そういった本当の身近な小さな

ことで、住んでよかったというような声をお聞きいたします。大きなものをつくるのも、それは大切ではありますが、やはり財源も限られることですから、いつでも町長がおっしゃるように、町民の目線に立って近くのことを、小さなことではありますが、そういうことを一つ一つぜひ実現をしていただくことを望みまして終わります。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。10時40分まで。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、平成29年第3回定例会における私の一般質問を行います。

まず、社会保障に関連する問題について、お伺いいたします。

その1、介護保険事業について質問します。

介護保険制度は、2000年4月にスタートいたしましたが、たび重なる制度の見直しのもと、保険料の引き上げと利用料の負担増大を初め、受けられる介護サービスが減らされてきました。まさに保険あって介護なしの状況が強まっています。

2014年の介護保険法改定では、要支援者の訪問介護と通所介護サービスを保険給付の対象外に、特養入所者を要介護3以上に限定、利用料の2割負担の導入、低所得者の施設利用者の食事、部屋代の軽減措置の要件の厳格化など、自治体には要支援サービスの見直しを、介護保険の利用者には多大な負担と犠牲をもたらしています。この改定によって、これまで要介護認定で要支援1、2と判定された方々に対して実施をしておりました訪問介護やデイサービスは、介護保険からの給付ではなく、自治体が独自に実施をする総合事業に移行することになりました。厚生労働省は、移行しても必要な人には専門サービスが提供されるとし、形式が変わるだけで保険外しには当たらないとしています。

しかし、介護保険制度では、被保険者は要介護・要支援認定をうければ、保険給付を受けるという受給権を得ることができます。したがって、保険者である町は、保険給付を提供する義務を負います。また、保険給付の対象となるサービスが法令により基準が決められ、質が担保されます。これが給付の特徴であります。

しかし、総合事業では、保険上の受給権はありません。財源は介護保険から出ていても、サービスを提供するかどうかは事業実施者である町の判断となります。サービスが提供され

なくとも受給権の侵害にはなりません。

また、全国一律の基準ではなく、地域支援事業の実施者である市町村が基準を定め、予算の範囲内でサービスを提供することになるので、自治体間ではサービスがばらばらになっております。介護保険から町が実施する総合事業への移行で、訪問介護と通所介護は現行相当サービス、緩和した基準によるサービスA、ボランティアによるサービスB、専門職による短期集中予防のサービスCが受け皿になります。

8月19日の京都新聞では、介護保険から移行をした軽度の要介護者向けサービスに関する調査で、回答した全国1,575自治体の45%が運営に苦勞していると答え、順調が27.4%、どちらとも言えないが27.7%、京都府内では苦勞しているが48%、順調は京都市、舞鶴市、精華町、京丹波町、与謝野町など8市町村の32%であり、また、要介護1、2についても、政府は移行を検討しているが、これには63.7%が反対をしていると報道しております。

本町は、平成28年3月28日及び4月1日から総合事業に移行しましたが、報道では、順調との立場であります。どのように検証をされているのか。課題はあるのか見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 総合事業に移行する前のそれぞれのサービスを実施いただいていた全事業所において、総合事業への移行後も指定や委託等を受けていただきまして、また、利用者の皆さんにおかれましても、混乱などなくサービスを利用いただいているところであります。

さらに、本年度からは、新たに緩和型訪問サービスをシルバー人材センターに委託させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、答弁ありましたシルバー人材センター委託の緩和型の訪問サービスの事業ですが、これは利用状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 緩和型の訪問サービスでございますけども、7月末現在で2名の方がご利用いただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） これまで訪問介護や通所介護を受けるには、要介護・要支援の認定を受けなければなりませんでした。総合事業に移行することによって、介護認定を受けなくても基本チェックリストを介護保険の窓口で実施をして、簡易に判定できるシステムが導入されました。しかし、このシステムには、課題があります。チェックリストの対象となるのは、訪問介護、通所介護のみの利用を必要としている方でありますが、転倒防止に手すりの設置や段差解消、あるいは住宅改修が必要な方、福祉介護用品のレンタルが必要な方は、チェックリストの判定だけでは利用できず、要介護認定を受けなければサービスが利用できません。また、基本チェックリストの判定では、要支援1の月額限度額5万3,000円分のサービスの利用になりますが、一方、要支援2では、利用限度額が11万1,000円、要介護認定を受けることで介護サービスの量の確保につながります。このような状況を判断するためには、窓口の基本チェックリストでは、本人の実態や必要な支援の状況が的確に把握できないと考えられます。

今後の予防の観点からも、専門家が在宅に行って把握する介護認定をする必要があるのではないかと思います。見解を伺います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ただいまありましたチェックリストなり要介護・要支援認定の関係でございますけども、その方々に応じた対応をさせていただいております。したがって、住宅改修とかほかのサービスが要る場合には、認定を受けていただけますし、総合事業をというようなサービス内容を希望される場合にはそちらということで、それぞれ個別に対応をさせていただいてるところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 要介護認定、それからチェックリストによるサービスを受給されている方でありますが、有効期間というののどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） チェックリストのほうにつきましては、特に有効期限は設けておりませんが、年に1回程度見直しをさせていただくといいですか、評価をさせていただいてるところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 要介護認定のほうはどうですか、受けておられる方の期間は。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 要介護度につきましては、そのご本人さんの安定性等を判断

することになりますので、半年の方もいらっしゃいましたら、1年、2年という方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 現行相当サービスは、これまで要介護認定を受けた方ですが、その方たちは全て認定を受けておられるのか。チェックリストで判断をされているのか。どちらでしょうか。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それぞれチェックリストで済む方につきましてはチェックリストですし、それ以外については要介護認定ということになります。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） それのすみ分けというのはされていないのかどうか。それから、現行相当サービスと多様なサービスがあるわけでありますけれども、これのすみ分けというのもどういうふうになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 総合事業のほうにつきましては、現行相当につきましては、事業所のほうのケアマネジャーさんについていただいておりますし、それ以外につきましては、包括なり保健師等のほうがそれぞれ対応させていただいてるところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、5月26日の改正介護保険法が成立をいたしました。軽度者、要介護2以下の介護サービスの保険給付廃止、生活援助福祉用具等の原則自己負担化、利用料負担の2割負担の拡大などは、新たな給付削減、負担増は許さない世論に押されて、今回は取り下げとなり、引き続き検討と先送りがされました。

しかし、現役並み所得者の利用料3割化、介護納付金に対する総報酬制の導入、高額介護サービス費の負担上限の引き上げのほか、介護報酬改定による生活援助ほか給付の見直しが盛り込まれました。また、地域包括ケアシステムの強化ということで、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化などが実施されることになりました。この法改正に対する見解と対応についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年5月の介護保険法等の一部改正につきましては、高齢者の皆さんができる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケア体

制をより強化するため、自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取り組みや地域全体で支え合う仕組みづくりを推進するとともに、維持可能な介護保険制度の確立を目指した改正であると認識しております。引き続き制度に沿った適切な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今回の改正で、障害者総合支援法第7条は、障害を持った方が65歳になられると、介護保険法が障害者総合支援法により優先適応されるということを定めております。介護保険の優先適応によって、例えば、障害者の方で非課税世帯で福祉サービスの利用料がかからない高齢障害者の方にも一律に自己負担が課されることになると考えられますが、本町の状況というのはどういうふうになっているのか。課題はないのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 障害者の方が65歳に到達された場合に、基本的には介護保険のサービスに移行していただくということになりますが、障害の状況等から状況を見させていただいて、それぞれの方々に応じたサービス、また、障害の部分でしかないサービスもございますので、その辺、それぞれ障害部門と介護部門との調整等を行いながら事業を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そうすると、これまで受けていたサービスよりも利用料負担が増えたり、利用時間やサービスの量を制限せざるを得なくなったというそういう状況は起きていないのかどうか、お伺いをしておきます。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 介護保険に移行したことによりまして、サービス料がこれまでの障害に足らなくなったとかという場合には、障害のほうのサービスを上乘せして使えるということにもなっております。ご承知のように、障害のほうでしたら所得に応じての負担ということになりますが、介護の場合でしたら1割負担というようなことで、そういうあたりも緩和しながら事業それぞれスムーズに行くように努めておるところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、介護保険制度が始まって15年間、1割負担であった利用料が

2015年8月に2割負担が導入され、今回、3割負担を導入されました。課税世帯の利用者負担の上限を4万4,400円にそれに伴いました。厚労省は、3割負担の人は介護保険給付者の3%に過ぎないと説明をしております。介護保険の自己負担の3割化について、対象者及び家計への影響について見解を伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 8月25日現在の第1号被保険者の要介護等認定者のうち、対象となるのは639人でございますが、サービス利用状況により、対象となられる方、なられない方があります。

また、引き上げに伴い、対象となられる方のうち、利用者負担割合が1割負担者のみの世帯につきましては、1年間の負担額が改正前の負担額を超えないよう、経過措置が設けられております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） この3割負担の基準については、内閣が自由に決められる政令事項であって、一旦、3割負担が導入されると、2割負担もあわせて、今後その対象がどんどん拡大できる道を開くことにつながってまいります。今、いろいろと答弁いただきましたけれども、2割負担の状況の中でも、大変影響を受けた方があったと思うんですが、2割負担についての影響というのはどのように検証されているのか、お伺いいたします。サービスをやめた方があったのか、なかったのかも含めてお聞きします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 2割負担の関係でございますけども、特に大きな混乱等はないというふうに聞いております。また、2割負担になりますけども、高額介護のサービスのほうが設けられておりますので、そういったあたりも利用していただいておりますので、サービスを利用していただいておりますところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、今回の改正により、支払われる介護報酬はどのように見直しがされているのか。また、そのことが事業所への波及する影響というのは把握されているのか。本町の最大の雇用の場である介護事業所への経営が大変になるのであれば、介護事業所への支援が必要ではないかと考えますが、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年5月の改正では、介護報酬の見直しは示されておられません。具体

的な改定内容は未定であることから、今後も国の社会保障審議会等の動きを注視してまいりたいと考えております。介護サービス提供事業所に対しましても、円滑な事業運営が図られますよう、国の動き等について速やかに情報提供を行い、人材確保やサービスの適正化の面において必要な後方支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、介護報酬について、具体的な方向は示されていないということがあります。改正の内容に入っておりますので、深刻な状況になってくるのではないかと思います。ケーブルテレビでも、全ての介護事業所が職員の募集をされている状況もあります。一般の企業と比べて月10万円も収入が低いということでもありますので、処遇改善をしないとなかなか職員が定着しないというふうなことがあると考えられます。町独自でも処遇改善の加算に取り組むというふうな考えを持つべきではないかと思っておりますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 介護保険事業は、本当に大事な事業所であります。人材確保等について、研修費とかそういうものについては積極的に支援してはいますが、人材そのものの報酬について、行政が手厚く補助することは現在考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化が言われております。先ほど町長の答弁もありました。このことが保険者、行政であります町、それから利用者、事業所にとってどのように影響を与えるか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 保険者機能の強化等による自立支援、あるいは重度化防止に係る取り組みを推進することは、認定率や保険料の上昇抑制につながることから、制度の維持可能性を維持するためには重要なことであると認識しておりますが、具体的な内容が示されておられませんので、現時点では影響の度合いも未確定であります。国の動き等を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、答弁ありましたように、要介護認定率を下げれば、自治体に財政

支援を行うというような方針が示されているようであります。これは、私たち介護保険料を払っております立場からいたしますと、保険方式としては本末転倒の考え方であると思いません。認定率を下げるのが第一の目的ではなく、必要な介護認定が行われることが大事であります。給付抑制が目的となるようなことは、介護がないがしろにされるということにつながるというふうに考えますが、町長の考えをお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことを誰が聞いてはるんですか。今言わはった、東議員が。本末転倒のことを誰か言うてはるんですか。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 2000年の介護報酬の生みの親と言われております当時の厚生労働省の老健局長を務められました堤 修三氏も、介護保険のこの間の改悪に対して、「国家的詐欺だ」と発言をされております。保険料は徴収するのに介護の保障は切り捨てている実態があるからこういうふうにおっしゃっているわけであります。町長、先ほども言われましたように、認定者、保険料の上昇を抑えるということでありましたけれども、サービスが充実すればいろいろと保険料の上昇につながります。でも、それは、本当に高齢に伴ういろんなことについて、支援することによって当たり前の暮らしができるということにつながるし、家族の休憩ということにもつながるといことで、本当にそのために介護保険制度ができたわけありますので、上昇抑制が介護保険の目的になりますと、それこそ介護保険はあつてないというようなことにもなります。町長の見解をもう1回お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） わかりました。

過去の人がそういう話をされているということで、上昇抑制が目的ではなしに、持続可能性を維持するという観点で取り組んでいるということをご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 高齢者のそういう日常生活が持続可能になるという制度にならなくてはいけないということをおきたいと思ひます。

町長は、今言われましたけれども、そしたら、要介護認定を下げるためにいろいろと計画は町へも来ていると思ひますけれども、そういうことになっておりますので、そういう必要なサービスを抑制するようなことは、今後計画の中でしないと。そういうふうに約束をしていただけるかどうか、お聞きをしておきたいと思ひます。必要なサービスは十分必要な人に

提供できるようになるのかどうか、お伺いをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一番大事なことは、制度を持続可能性のことなので、制度を維持するために最大限の努力をするということをお約束しておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業の計画の策定が進んでいると思いますが、総合事業の現行相当サービスは平成30年度以降も継続されるのか。それから、予算枠は総合事業は決められておりますけれども、予算を超えても十分な対応はされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、1点、現行相当サービスは、平成30年度以降も継続いたします。

本町におきましては、総合事業の予算配分枠を確保することも目的の1つとして、平成27年度末の早期移行を実施いたしました。このため、現時点での見込みにおいては、今後も配分枠の中で円滑な事業運営が図られるものと見込んでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 介護保険料は3年ごとの見直しがされます。第6期介護保険事業計画では、第1号の保険料基準額は年間7万5,300円でありました。第5期と比べますと、月額にして925円の負担増となりました。2018年度からの介護保険料の改定における引き上げは、京都府下の自治体で上から2番目か3番目という保険料の高さであり、さらなる引き上げはあり得ないと考えます。町民の暮らしを守ることを最優先に、高齢者を苦しめている介護保険料の減免を行い、保険料の引き下げをすべきであります。第7期の計画では、徴収の必要額、事業量をどのように見込んでおられるのか。介護保険料はどのように予想されるのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現時点では、国からは、65歳以上の第1号被保険者の負担率の変更のみが示されているところでありまして、具体的な方針等は示されておりませんので、保険料の見込みは算出できておりません。第6期計画期間との比較も困難な状況ということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 決算書を見たらいろいろと第7期の事業計画に向けて取り組みがなされているということもありますので、また決算でお伺いいたします。

今、負担率と言われましたけども、そしたら負担率はどのようになるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 介護保険財政につきましては、公費によりまして、給付費の5割が賄われることとなっております。残りの5割を被保険者の保険料で賄うこととなります。そのうち、第7期計画期間におけます40歳以上65歳未満の第2号被保険者の負担率につきましては、現行の28%から27%に引き下げられる見込みでございます。現時点で国から示されております65歳以上の第1号被保険者の負担率につきましては、23%となる見込みということで聞いております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 介護保険料の負担の仕方でありまして、本町では、11段階としております。本当に高いということで、国の負担率を上げるべきだということが第一の課題でありますけれども、例えば、第7段階では、所得が120万円から190万円未満となっております。190万円を1万円超えただけで、年間9万7,900円の保険料が12万500円になるということで、本当に保険料が1万円上がっただけではね上がるということになります。これは、公平性の観点からも矛盾があると考えます。そうしたことから、計算の仕方を個人の所得、あるいは収入に賦課する方法に変更する必要があるのではないかと考えますけれども、どのように考えておられるか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 介護保険料の負担割合等につきましては、介護保険法により規定されておりますことから、本町独自で負担割合を決定することは困難でございますが、国が示しております保険料の所得段階9段階に対しまして、本町におきましては、受益と負担の公平性に配慮をさせていただきまして、所得段階層をさらに細分化して11段階とさせていただいてるところでございます。被保険者の皆様の所得階層に応じた負担をお願いしているところがございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に国保税の滞納の取り扱いについてお伺いをいたします。

日本共産党議員団は、格差と貧困が広がり深刻化している中、暮らしをよくするためのアンケートに取り組みました。アンケートには、医療介護、高齢化、子育てなど悪化する暮らしへの不安がたくさん寄せられました。今の暮らしについても、苦しいが13%、何とかやっているが50%という回答でありました。町政で優先して取り組んでほしい課題として、介護保険料の引き下げ、あるいは国保税の引き下げが上位を占めております。命と健康への心配が広がっていることが伺えました。非正規が広がり、農業や個人経営者の所得も増えない状況において、国保税が高くて払いたくても払えない状況があります。

そこで、本町の国保税の滞納件数と滞納者数、差し押さえ実施数と内訳、換価件数と金額についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成28年度末における国民健康保険税の滞納件数ですが、滞納繰越分と現年度分を合わせまして、4,145件、実人数は298名です。

差し押さえ処分の実施数は229件、うち預貯金が51件、不動産18件、その他が160件という状況です。

また、国民健康保険税に係る換価件数と金額については、現在の税機構のシステム上、税目ごとに区分した数値による抽出ができないため、把握できておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、いろいろと件数をお聞きいたしました。

その中で、滞納処分の執行停止というのがありますが、これを定めている国税徴収法の第153条第1項第2号で、滞納処分の執行等を行うことによって、その生活が著しく窮迫されるおそれのあるときは、執行を停止するということを明記しております。過酷な執行は許さないということが言われているわけではありますが、そのような実態は本町ではないのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 執行停止に関する取り扱いでございますけれども、当然、納税者それぞれの生活状況等を調査させていただいて、面談等も含めまして、生活実態に基づきまして、払うことが困難な方については、執行停止処分というものを適用しているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） （音声なし）についていろいろと判断をしているということでありましてけれども、例えば、給与でありましたら、どういう状況になれば差し押さえをされることになるのか、お聞きをしておきたいと思えます。預貯金ですね。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 差し押さえの関係でございます。給与等そういった差し押さえについては、その差し押さえを執行することによって、著しく生活が困窮すると想定される場合については、執行はできません。ただし、それ以外の場合につきましては、そういった換価性の高い内容について差し押さえを行い、滞納処分を行うこととなります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） それから、分納誓約した場合の延滞金について見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 分納誓約に基づく延滞金につきましては、本町税条例、地方税法に基づき発生することとなります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 停止されないということに法律上はなるということでありましてけれども、払っても払っても延滞金額が増えていくこととなります。分納された時点で延滞金をストップするということができないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 町長からもございましたとおり、法律上、停止することについてはできません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、保険証が未交付の件数をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国民健康保険被保険者証の未交付者は、平成29年8月25日現在で、19世帯21名であります。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 短期保険証の交付の趣旨というのは、自治体と滞納世帯との接触の機会を設けるということであります。世帯主が窓口で納付相談に来ないことによって、一定期間窓口で留保することはやむを得ないというふうに考えますけれども、それが長期に及ぶということは望ましくありません。そうした場合には、手紙で郵送するとか電話連絡、家庭訪問等により接触を試み、できるだけ早く手元に届けることが必要だと思いますけれども、そういう努力についてはされているのかどうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今、議員さんおっしゃったとおり、そういった努力をしているところでございます。まず、通知を送るのはもとより、電話連絡等、試みているわけですが、そういった連絡に対しても何の連絡もないという方が主なものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 何より命が大事でありますので、自治体は保険証を発行しなければなりません。郵送はされないのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほども議員さんおっしゃったように、まずコンタクトをとって、その状況等も聴取しながら保険証を手渡していくというようなことを考えておりますので、基本的には取りに来ていただいて、いろんな事情を聞かせていただいてお渡しするというようなことを基本としております。

○町長（寺尾豊爾君） 東君。

○2番（東まさ子君） 一定期間のとめ置きというか、窓口においておくということは、いたし方ないと思いますけれども、長期に及ばないように、一定の時期が来れば郵送するべきだということを申し添えておきます。

次に、誠実、公正な行政運営についてお伺いいたします。

1点目、第三セクター丹波地域開発株式会社の経営支援のため、6億700万円の税金投入（土地購入2億8,171万円、補助金3億2,529万円）について、その返還を求める訴訟が住民によって取り組まれております。

地方自治法は、「最小の経費で最大の効果を」、地方財政法では、「目的を達成するための必要かつ最小限の限度を超えて支出してはならない」としております。

丹波地域開発株式会社に貸すしかない土地の更地購入、残りを補助金による財政支援を行いましたけれども、総務省も財政支援の前に経営の効率化や合理化に取り組むべきとしてお

ります。誰もが経営責任をとらず町民の責任に転嫁したことに公益性、公共性が問われていると考えますが、どのように考えておられるのか、再度お聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町民の財産であって国民の財産であります丹波マーケスを行政として守っていくことは、公共性、あるいは公益性の観点から必要であると判断し、行政の責任として、あるいは筆頭株主の責任として支援策を講じたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 一般会計の6%にも相当する6億700万円が平成4年丹波地域開発株式会社設立の当初から取締役として、また平成6年10月から平成24年7月までは代表取締役として、その後は平成25年3月まで会長として会社の運営にかかわってこられたということで、町長と特別な関係にある会社への支出は、平等負担の原則に反します。このような支出は地方自治法、地方財政法の各規定に抵触し、違法な支出であると指摘をしておきます。

次に、地方交付税の合併算定替の終了に伴う減額について、お伺いいたします。

合併自治体の普通交付税は、合併後10年間は、毎年度、旧町ごとに合併しなかった場合の交付税を計算し、その合計額を保障していくという特例措置がありました。11年目からは、9割、7割、5割、3割、1割を経て一本算定になります。本町は、平成28年度から5年間の緩和措置に入っておりますけれども、国のほうで財政支援がされております。当初の削減額との差額について、全協の報告でもお聞きをいたしましたけれども、再度お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 普通交付税の合併特例措置につきましては、平成28年度から5年間の経過措置を経て、平成32年度をもって終了いたします。

なお、平成26年度より、一本算定には支所に係る経費等の市町村の姿の変更に対応した需要額が段階的に反映されており、一本算定と合併算定替の差額は減少傾向にあります。

平成29年度の普通交付税算定では、一本算定と合併算定替の差額は5億9,435万5,000円であり、市町村の姿の変化に対応した需要額の算定が実施される前の平成25年度の差額11億5,402万2,000円と比較いたしますと、単純計算ですが5割近い減少となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 全国的には、7割が手当されてるということを聞いておりますが、どういう状況なのか。そうではないのか、本町は。お聞きいたしておきます。

それから、適正化計画によって職員が減少をいたしておりますが、職員の減少数は何人なのか、あわせてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 初めに、新たな財政措置の実施で、全国平均では7割というふうに言われておりますけれども、全てが全て全国平均をとられるわけでもありませんし、全国的に伸びているものにもありまして、本町にとりましては、伸びの部分が少ないというようなこともありますので、そういった部分で財政措置が縮小をされている。伸びていないという状況も中にはございますので、全国的な割合というよりも、実際に措置をされておりますのが先ほど町長が申しましたように、5割程度の減少になっているという状況でございます。

それから、定員適正化管理計画によりまして、現在の職員数につきましては、計画上で285人ということになっております。現実には277名ということで、その適正化の人員を少し下回っているという状況にもございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 職員さんの減少ですけれども、合併当初と比べたら何人減っているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 合併時ですけれども、360名程度というふうに思っております、そこから行きますと、約70名から75名程度の減となっております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） あと、適正化まで277名ということで、7名ということでもありますけれども、やはり正規職員を臨時職員に置きかえることはあってはならないと思っております。50%交付税の減少が緩和されたということでもありますので、非職員の処遇改善や、また、町民の暮らしを守る施策を充実させるように、この緩和された6億円は使うべきであるというふうに思いますが、そういうふうに使っていただけるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 2期8年もそうさせていただいたし、これからもそういうことはきちんと約束したいと思えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） アンケートをとらせていただいた結果、暮らし向きが大変だということでありました。暮らし応援は待ったなしでありますので、町長の答弁がありましたように、暮らし応援第一で頑張ってくださいということをお求めおきます。

以上、私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより、暫時休憩をいたします。休憩は長いですが、午後1時までといたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 失礼いたします。

午前中の東議員様の介護保険に関するご質問の中で、自己負担割合につきまして、3割負担対象者を639人としておりましたが、見込み人数11人ということで訂正をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、山田 均君の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） 日本共産党の山田 均です。

ただいまから平成29年第3回京丹波町定例議会における私の一般質問を行います。

初めに、北朝鮮が9月3日に、昨年9月に続く6回目の核実験を強行しました。北朝鮮の核実験は、今年だけで13回行った弾道ミサイル発射とともに、世界と地域の平和と安定にとって、重大な脅威であり、国連安保理決議6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙です。国際社会が追及している対話による解決に逆行する行為であり、核兵器のない世界を求める世界の体制に逆らうものです。

日本共産党は、強い憤りをもってこの暴挙を糾弾し、抗議する談話を発表いたしました。

朝鮮半島やその周辺で有事が発生することは、東南アジアのどの国も望んでいません。万が一にも発生すれば、各国も惨禍に見舞われます。北朝鮮はこれを人質にして挑発をしています。挑発を挑発で返すのではなく、米朝の対話でしか解決の道筋はありません。

ジャーナリストの青木 理さんは、日本と韓国も米国の背を押し、歩調を合わせて対話すべきです。なのに、日本政府の反応は漫画のようです。北朝鮮ミサイル発射の情報を受けて、

四、五分後に政府は全国瞬時警報システム（Jアラート）を作動させました。その後、わずか三、五分後、ミサイルは日本の上空を通過をしています。こんな短時間で対処することは到底無理です。頑丈な建物や地下に避難する。地面に伏せて頭部を守るなどは、戦時中の竹やりで爆撃をとという発想と同質でナンセンスです。

東電、福島第一原発事故時、国民が混乱するのを避けるためとして、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）のデータを隠しました。それなのに今回は危機感をあおる。その違いは一体何なのかと青木さんは政府の対応に厳しい指摘をされています。多くの国民も同じ思いではなかったでしょうか。

安倍首相は、北朝鮮への圧力を高めると強調しています。しかし、日本がすべきなのはアメリカと北朝鮮の話し合いの実現に向け、平和的に解決する外交努力に全力を尽くすことです。このことを日本共産党は強く求めるものであります。安倍首相の圧力を高めるなど対話を否定し、挑発に挑発を返す対応の中で緊張が高まっています。

国政では、秋の臨時国会に憲法改正案を何が何でも提案しようとする安倍暴走内閣のもと、町政の役割はますます重要になっています。町民の暮らしや営業を守るためにも平和が大事です。町政の役割が一層重要になっています。

私は、この立場から次の点について、町長にお尋ねをいたします。質問の大きな柱は、寺尾町政の政治姿勢について問いたいと思います。

第1点目に、「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりについてお尋ねをいたします。

寺尾町政は、2期8年を終えようとしています。が、「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりの中で、活力あるまちづくりについて伺います。

その第一は、新庁舎の整備などハード事業についてであります。新庁舎の建設を平成32年度末までの完成に向け、設計や既存施設の撤去に向けて取り組みが進められています。新庁舎の建設費に伴う30億円の合併特例債借入が予定をされていますが、配布をされています京丹波町財政見直しを見ると、実質公債費比率が平成33年度から18%を超え、平成37年度には19%を超える財政見通しが示されています。町民の暮らしに大きな影響はないと考えられているのか。行財政運営の見直しは必要ないのか。町長の見解をまず伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、町民の暮らしに大きく影響するということはないというふうに自分で考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 配布されております京丹波町の町財政の見通し、平成28度から平成38年度の資料を見ますと、平成29年度以降は、収支不足補填による財政調整基金の取り崩し等のために、基金の急速な減少を見込んでいる。あわせて、実質公債費比率は、平成33年度は18.4%で、平成34年度は18.4%、平成35年度は18.9%、平成36年度は18.8%、平成37年度には19.3%、平成38年度は18.9%、こういう見通しを示しております。実質公債費比率が18%を超えますと、起債は京都府の許可が必要となります。町独自の判断で借金はできないということになります。そういうことから見ても、心配はないということなのか。そういう点から言うと、今必要なことはハード事業である新庁舎の建設費、これは見直しが必要と思うんですが、もう一度町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今のシミュレーションというのは、全く無策の状態で推移したらそういうことになるということで、もちろんそのときそのとき財政健全化については、町長が指示を与えて18%を守れるようにするのが当然の姿勢だというふうに私は思って答弁しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） そういう考えということでございますが、平成28年の3月に制定をされました過疎地域自立促進市町村計画では、今後5年間で108億3,551万3,000円というのが事業規模として示されております。これに町長も表明されておりますスマートインターチェンジとか、また船井郡衛生管理組合の火葬場建設の負担、こういうものがあるということは明らかではないかと思うんですけども、こういう事業計画を考えますと、どこを見直すのかということが当然求められてくると思うんです。そういう見通し計画が示されておるわけでございますけども、今町長が言われました決断をするということでございますけども、計画に基づいた事業を取り組んでいくということではないのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今一番に掲げられましたスマートインターチェンジについての予算が入っているとしたら、それは大きな間違いです、はっきり言って。今、京都府の道路公社の敷地の中にスマートインターチェンジというのは設置されるわけですから、京丹波町は全く

イニシャルコストを持つということは考えられませんので、入っているとしたら、それもまず間違いですし、課題にある程度そういう計画を掲げているなというふうに今も思いました。その時々、そのときの町長が、もう一度申しますけれど、きちっと判断して財政の健全化に努めるんだというふうに私は思ってるんですね。言葉もね。私いつも思ってるんですが、京丹波町行政はいいですよ。健全化という言葉ね。政府がそういうふうな指針の出し方で書類がおりてきてますので、町民に向かって健全化とは何のことやと。入りと出がバランスが崩れているさかいに、政府は健全化といってるんですね。京丹波町の財政というのは、この間も赤字ないのかと言わはったですけど、赤字ありますよ。3月31日に切って5月31日までの出納閉鎖の期間に、思ったより収入がなかったら赤字になりますやん。補正できません、そんなときに。そういう意味を、赤字がないんですか、あるんですか言わはったら赤字発生しますよと私は答弁しているんですね。また、財政健全化についても、私は町民の皆さんに向かって説明するときは、そんな説明の仕方しないですよ。財政がこのように改善しましたと言ってますやん。また、悪くなったというときもあるわけですよ。健全化と言ったってね。町民の皆さん何のことを言うとなやと。出と入りときちっとバランスがとれて、決算認定を受けてるのに、それに健全化と町民の皆さんに言ったって、それは理解できないと思いますよ。国は健全化が保ててないじゃないですか。プライマリーバランスってね。崩れてるでしょ。入りと出のほうかね。税金、あるいはそれ以外の収入より多くの支出をしているから、健全化、健全化と言ってるんですよ。町にも健全化をも求める。何を求めているかと言うたら、私は、それを受けて職員に何回も言ってますって、こんな。君らは、言葉の下痢を起こしとる。全く消化できてないという意味ですわ。今の話も、そういう下痢を起こした状態での私から言うたら、実質公債費比率を議論しているんですね。そら、経営者たる者がそうじゃなしに、やっぱり18%を超えるということであれば、もちろん今も実質は京都府と協議しないと、合併特例債とか過疎債という有利な。これをしても、いわゆる地方交付税措置を受けるわけですから、支出が増えたら交付税が増えるわけですよ。何にもしなかったら、交付税というのは措置はどんどん減っていくという事実がありますやん。そういうこともきちっと加味しているのかどうかは知りませんよ。そやけれど、私は、先ほど申したとおり、やっぱり18%を超えるというのは何を言ってるかいうたら、私のプライドにかけて18%ぐらいで前任者から引き継いだと。それを14%まで下げたと。何とかその範囲で財政をきちっとコントロールして、そして町民の生活をしっかりと支えるということを申し上げてるんですよ。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 財政健全化というのは、私は質問はしていませんのでね、答弁書に書いてあるかもしれませんが。過疎計画というのは議会でも提案されたもので見れば、5年間の108億3,551万3,000円だということを申し上げたのと。スマートインターチェンジ入っておりません。それは当然だと思いますね、町長が言われるように。何もそういうことを入っていると行ったわけではありません。その100億円の上にまだそういう費用が要るのではないかとということを申し上げたので、今言われるように、お金の使い方をどうするかということと同時に、公債費比率というのは、すぐに出る数字ではないんですね。後年度に、いわゆる借金を返済をしていく率ですので、その借金の。やっぱり事業を膨らましておけば、後年になればそれが数字として出てくる。こういうことなので、やっぱり将来5年、10年先を見越した将来見通しの中で、いろんな事業を取り組んでいく。当然そういう立場でやっておられると思いますけども、そういう意味で申し上げたので、やはりそのときそのときの判断というのは当然されていると思いますけども、やはりいろんな大きな事業を箱物をつくっていくということになれば、当然借り入れの金額が増えるということになりますし、当然それに伴う維持費も増えると。今、こういう財政厳しい中では、ハードよりもソフトを中心にした町政というのは基本ではないかということで、私はお尋ねしたわけで、そういう意味でいろんな計画をされておる事業、例えば、庁舎についても34億円、合併特例債は30億円ということを示されておるわけですので、そういう建物もしっかり将来の負担が増えていくというのは明らかですので、そのときの責任者として見直すべきものは見直すという必要があるのではないかと。こういうことを申し上げたので、そういう考え方について改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員さんが言わはったとおりにお答えしているつもりなんです。そのときそのときですね。計画は計画をきちっと持つべきですね。京丹波町行政ともあろうものは。そやけれど、そのときそのときの財政状況を見て指示をする。決断をする。命令をするということにつきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 財政というのは、結局、将来にわたって影響を及ぼすわけでございますから、やっぱり将来の負担率を見ながら判断すると。当然そういうことになると思うんですけども、結局、そういうことが全国の例を見ると、いろんな事業をやって借金が増えれば、

結局、町民の暮らしに大きく影響し、制約を受けるということになりますので、そこを見通した町政運営をしっかりとすることは基本だと思いますので、そういう点を申し上げておきたいというように思います。

第2は、農業振興対策についてであります。

活力あるまちづくりでは、地域の特性や地域資源を最大限に生かした魅力ある産業を育み、働く場所の確保や社会基盤等の整備を推進し、定住・交流の基盤を築くとしております。町長は、農林業は町の基幹産業と位置づけております。その点からも、活力あるまちづくりの基本に農業振興をしっかり位置づけた取り組みと強化が必要と考えるわけであります。

その1つは、担い手育成強化であります。認定農業者や営農組織の育成支援強化とあわせて、集落の担い手の支援が求められているというように思います。担い手育成対策として、認定農業者とあわせて意欲ある集落を支えている農家も担い手としてしっかり位置づけて支援や強化が必要と考えるわけです。認定農業者の認定を受けていない集落の担い手、60代、70代の方が多いわけでございますけども、この農家、集落の担い手としてしっかり位置づけておられるのか、町長の認識をまず伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 集落での意欲ある農業者への支援につきましては、意欲ある農業者の方が認定農業者に位置づけられるよう支援してまいります。

また、地域での話し合いを通じ、営農組織の立ち上げや生産経費削減のため、農家組合などの組織で共同利用による機械整備を考えていただければと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今のお答えでは、認定農業者になっていただくんだということでしたけども、今は認定農業者というのは府の基準になっておりまして、一定の規模や面積をやっておらなければ、なかなか認定農業者の認定を受けれないというのは実態でございます。町長は、認定農業者、農業法人とか、農業公社とか、新規就農者の方々に、町内の優良農地といわれる水田を中心にしたものを作付しながら、京野菜、京丹波の特産ということを取り組んでいただいているわけでございますけども、そういう人たちだけで本当に京丹波の農地というのは維持していけるのかというように思うわけです。やはり各集落の担い手として頑張っている農家も、その中で大きい役割を果たしていると考えます。農家個々の思いはあるわけでありまして、例えば、今言われてましたように、共同利用ということも言われましたけども、やはり集落での担い手として頑張っておられる農家に対して、農機具の

更新とかそういう必要な支援も考えるべきではないかと思うんですが、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言っていただいているとおりでして、できるだけ個人に支援をするということは非常に難しいので、農家組合など組織していただいて、あるいは農家組合同士も共同利用していただいて、機械整備をされるのなら積極的に支援していきたいというふうに考えていることをお答えしております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 基本的な考え方ということをお否定するわけではないんですが、実際、私のところの集落を見ましても、27戸の集落で、いわゆる農家組合に所属するのは11名と。半数以下な状態になっておるわけです。聞いておりますと、周辺の地域でもそういう実態になっております。そういう人たちが、今言われるように、共同利用をするための機械を購入するということになると、いわゆる地元負担の問題とかなかなか合意が非常に難しくなっておるということも実態なんですね。実態にあわせた対策も今必要になっているのではないかと。合意ができて機械を導入というのは、もちろんそういうことが必要なんですけども、認定農業者といわれる方は、各集落に1人いるかいないかという状況の中で、集落の農地を本当に頑張ってやっていただくということになっても限界があるわけですので、そこをどう支えるかということになりますので、それを集落営農とか農家組合ということかもしれませんが、それを支えておる中心部隊というのは、まだ担い手の農家でございますので、そこへの支援をどうするかということも非常に大事だと私は思っております。だから、そういう点では、一定の制度も考えて、支援も考えていくべきだと思うんですが、もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 理解がしにくいんですけど、そしたら、とにかく個人にせえということをはるんですか。

（山田委員の発言あり）

○町長（寺尾豊爾君） そうですか。個人でそういうことは、実態として難しいと思いますよ。やっぱり本当に困ってらっしゃるんなら、たとえ3人でも、2人でも、極端に言うたら、やっぱり一緒にやってもらってということでない、個々にというたら、全町だけでも大変な一つ一つ対応になるのでね。ということをお今は言っているんで、理解はしてますけれど、できるだけそういうふうにして仲よく一緒に機械を買おうかというような話を担当課にしてや

ってもらったら、私も制度を、仮に要項があれば、それ以上の支援をしていきたいということを表示しておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私が申し上げたいのは、全ての農家ということよりも集落の担い手ですので、認定農業者に匹敵するような方を対象ということをお願いしたいということだけは申し上げておきたいというように思います。

次に、2つ目に、新規就農者対策についてでございます。

農業関係の新聞、雑誌にも紹介をされました福井県の若狭町では、都会からの就農希望者の受け皿として、町や地元農業者、賛同する企業が出資をして受け入れ組織をつくり、町がバックアップをしながら、2年間の研修の後、地元農家や農業法人などに就農し、地域の担い手になっていると。そして、また、15年間で24人が就農し、結婚、出産などで21世帯63人になっており、集落や地域の担い手になっているということでございます。研修生は2年間共同生活をしながら、地域の行事などにも参加をしながら、地元とのつながりをつくり、スムーズに地元で就農すると。こうして担い手農家として自立できる系統的な取り組みが行われております。

議員有志で私もここへ視察に行かせていただいて、いろいろ実態も聞かせていただきました。なかなか先進的な取り組みをされているなと思ったわけでございますけれども、京丹波町でも、こうした先進的な取り組みを参考にしながら、他町にはない農業公社があるわけでございますが、そういうところをうまく活用しながら、就農希望者を研修生として受け入れると。こういう方法など新規就農者の対策、取り組みが必要であるし、できると考えるわけですが、町長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご紹介いただいた福井県若狭町の取り組みは、大変よい先進事例だという認識でおります。今後、農業公社の体制整備とあわせて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 農業公社の統合とあわせて取り組みを考えたいということでございます。やはり町として、集落、地域の担い手対策としても、新規就農者の受け入れを考えるべきだと思うんですね。ご承知のように、高齢化だとかひとり暮らしが増えております。田ん

ば、また農地を、山林をどうしようといって地元の声をかけても、引き取り手がないと。引き受け手もないというそういう状況も起きておりまして、実際、私もそういう相談も受けておるわけでございますけども、こういう状態が広がってきておると痛切に感じておりますし、先日も、90歳になるんやでと。草刈りなどできることをせんと、集落の責任が果たせんとという切実な訴えも聞きました。農業を町の基幹産業と位置づけているわけですから、これにふさわしいような取り組みの強化にぜひ努めていただきたいということを申し上げておきたいというように思います。

あわせて、集落、地域の担い手対策としての新規就農者の受け入れ方法として、今、農業公社ということでございましたので、ぜひそれを実現するように、どうすれば実現できるかと。実施できるかという制度を含めて、踏み込んだ取り組みをすべきだというように思いますので、これまで検討するというところで、なかなか前へ進んでいないということでもございますので、その点、町長、改めて思いと決意を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまのご質問でございますけれども、町長の答弁にもございましたように、若狭町の取り組みは1つの事例として大変よい施策であるなというように思っておりますのでございます。現在、担い手対策につきましては、府の担い手養成実践農場を活用しまして、地域での指導者、また、地域の後見人さんを立てまして、早く地域になじんでいただいて、その地で就農するというような京都府の施策を活用させていただいております。

先般の全員協議会の中でも、公社の運営の中で、ご指摘があった部分もあったというように思います。特に農業公社のほうに作付をされない農家の方が公社のほうに預けられるというような形が数多く出てきておるといっても事実でございますので、現在、公社の合併等も検討を進めておりますので、その中でそうした京丹波町らしい取り組みができるように、今後、検討してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 検討という言葉は上手にできておりますので、いつまでたっても検討もあるし、すぐできることも検討でございますので、やるという前提で私は取り組んでいただきたいということを、どうすればできるかということに知恵を働かせていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

3つ目は、特産物振興対策でございます。

本町の基幹産業である農林業の中心は、やはり水稲栽培だと思います。農地の荒廃、耕作放棄地は増えておるわけですが、耕作放棄地をこれ以上増やさないという対策、方法を考えれば、京丹波町では、水稲栽培が最も効果的と考えるわけでございます。米の値段が30キロ8,000円以上、こういう売れる米づくりが本当に必要だと。他市町のない特色ある米づくりをします。これによって8,000円以上の売れる米づくり、どうすれば京丹波町ではできるんだと。どういう方法があるんだということを考えるべきだと私は思うんですね。やはり幾らハウスを建てる、黒豆をつくとっても、やっぱり限度もありますし、町内でも一定規模をやっておられる方は、本当に少人数でございます。京丹波町の全体の農地を考えれば、やはり水稲を中心にした農業をすること、京丹波町全体の荒廃農地をつくらないし、町長が言われる農業としての京丹波の資源もしっかり守っていかないと、その辺についての町長の考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 耕作放棄地の増加を防ぐ方法として、水稲の栽培は有効であると考えております。

特色ある米づくりで、高価格で販売するためには、有機農法や特別栽培米といった栽培方法であることや食味へのこだわり、また、販売方法も考えていくことが必要だと考えます。

また、独自の認証制度については、認証基準やどのように認証するのかなど、課題を研究してまいりたいと考えておりますが、知事の認定を受けるエコファーマーの取り組みや国が進めます農業生産工程管理、「ギャップ」の取り組みを推進し、より一層のブランド力の強化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田均君） 私、こういう認証制度も含めて議会で何回も取り上げてきた経過はあるんですけども、いつも検証、検討ということをお聞かせいただいているのですが、やはり進んでいないと思うんですね、なかなか前へ。やはり町長が指示をして、やれと。そのために担当課が知恵を出したり研究すると。こういうことに一歩進まなければ、今の状態が停滞しているといいますか、進まないというように思うんですね。特に平成30年度からお米に支払われておりました助成金が廃止になるということになりますと、本当に農地の荒廃地は一層私は進むのではないかと、非常に心配をしているわけでございます。そういう面から言うと、お米をつくって、水稲栽培をして、8,000円以上に京丹波町の米は売れると。それではどういう米をつくれれば8,000円以上になるんだと。どういう市場がある

んだと。そういう視点で私はしっかり研究して、そしてこういう米だということになれば、安心してつくれるということになると思うんですね。京都府も食味のことを新聞にも報道されておりましてけども、もちろん食味も大事ですけども、やはり京丹波町として、ほかにない米をつくるということによって、それが売れていくということになると思いますので、申し上げましたように、若狭町では、8,000円以上の米を売っているんだということも聞いてきました。やっぱりそこは独自の栽培で販売をするということをやっておられます。だから、そういう後継者も育つし、そこに定着するということも言われておりました。今、本当に迫られておるといように思いますので、ぜひそういう町長の決断をしていただいて、そして担当課がそれに向けて準備をしていくと。こういうことが今必要だというふうに思うんですけども、改めて町長の決断を担当課に指示をすると。こういうことを伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町でブランド化するという意味を言っはるんですか。京丹波町でしたからといって、8,800円が1万800円で売れるということを実に思っはりますか。それだつたらやらはつたらね。いつも言ってるように、山田さんのグループでこういうふうにつくりまふと言ってもらわないと、認定基準をつくつたからいうてとて、私そんなに簡単にブランドになるというふうには、私は理解ができませんね。言うてるように、田村みかんとか、みかんしか知らないのて言うんですけど、新堂みかんとかあるんです。もう1つの産地です。その中でも個マークというのがあつて、生産者の名前で百貨店で売る個マークと、同じ新堂みかんでも百貨店が取り扱わないとかあるんですね。余り全体にはふさわしくないかもわからんけど、丹波桜梅園が米が売れて売れて物すごいするんです。福祉施設にもかかわらず、足らんやね。生産したんが。それぐらい農業法人みたいに売れるというか。それはやっぱり生産者のところに丹波桜梅園が生産しているて入っているんですね。いろんな売り方があります。私、毎日ある面て言うたら、売り場を見まふ。そしたら、旧態依然お米を並べていらつしゃるところと、やっぱりあえて新米とつけて、ほとんど売れてまふよ。そういう売る努力もされたらよいのではないかなと思って、常々思ってるんですよね。私だつたらこうすると。いっぱい持っています。そやけど、それを言って生産者に押しつけるわけにもいかんしというのて、もうちょっと工夫をされたらそこそこ売れるんやないかなと思つたりまふ。もちろん耕作放棄地と絡めて話をされているので、知事がまふ認定をされるエコファーマーの認証がまふありますね。国がまた生産工程というのを出してまふ。それをしたらギャップというのてすると。何を言うてるかといつたら、生産者を特定できる

という意味でしょ、これ。それが私が言ってる1つの地域が物すごい有名であっても、個人の名前、個マークが生きる。そういうことを満たしてますね。京丹波町でつくったからといって、こういう栽培方法ですとかそれぐらい指示してできますけどね。それだけで売れるとは私は考えられへんね。これだけ言ってるように、全国津々浦々自然が豊かですと言ってるんですね。そやさかいある種そこそこの、売れることによって反対に結論が売れるもので、ブランド化できるというものであって、認証をお互いに与えて、そして京丹波町ブランドの米ですと。その条件はこうですと書いたからといって、そのことだけで果たして市場に通用するかどうかということは、非常に不安に思います。山田さん一緒にやるとずっと言ってるわけで、やりましょうということであれば、ずっと言ってるんだから、そら、指示ではなく一緒にやるということで、担当課はついてきてくれるので、悪くはないと思いますよ。本当に効果が出るのかという心配をしています。京都府でこういうふうにして、生産者を追いかけることをしてくれたら認証します。国も同じような、私、言葉知らないんですけど、生産者を追いかけたらわかるというようなことを制度としてやってるわけですからね。それは、個人であっても登録ができると思うんですね。もちろん京丹波町として、これを利用してやろうということでしたらすぐできるだろうし、そういうことを言ってるんでね。悪くはないですよ。言ってくれていること。いよいよ指示するかどうかという話になると、指示したからといって、京丹波町以外の方が京丹波町ブランドやなというふうに理解するかどうか非常に疑問に思っているということですね。ご承知だと思いますけれど、もともとの語源は牛だったら牛に刻印を当てて、焼き印を、そして、これはうちが保証しますという意味ですね。それに加えて生産した、今だったら牛でも、こういう肥料をやりました。薬は使ってませんということが含んでくると思うんです、詳細が。そんなことは本当に京丹波町の農林振興課が確実に検査しに行って、できるかどうかということも非常に手間暇かかることで、それ言ったら作業が大変になるなと思うのと。京丹波町産米ということで、もちろん認定するわけですから、いろんなルールはきちっと守られてますということを保証するんですけど、それだけで売れるかどうかということについて、正直に言っておかないといけないので、今は指示できません。済みません。検討はさせてもらいますけど、今は指示できないということで理解をいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町長が不安を思われるという、決断せんなんということになりましたので、全国でそういう先進事例がありますので、それを一遍調査をしていただいて、そこを目通していただいて、こういう方法だなというのを確認していただいて、判断もそろそろす

るということでぜひ。その調査は、当然何もかからないわけですので、苦労は。そこはちゃんと調べていただくということをぜひ求めておきたいと思います。

4つ目は、耕作放棄地の解消対策の問題なんですけれども、やはり守るべき農地と有効利用を図る農地の線引きが必要だと思うんです。集落や地域をどうしようにするのかという話し合いが必要ですので、地域づくり、村づくりに直結をすると思います。こうした取り組みへの支援を町が行って主導的に取り組んでいくということが求められていると思うんですけれども、その点について見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域の農地や農業者の現状とこれからについて、地域で話し合う京力農場プランの策定に向けた働きかけを現在も進めておりまして、話し合いの中で、地域の農地を今後どうするかなど、具体的な検討もあわせて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 京力農場プランが有効なものだということはわかるわけですが、やはりもっと積極的に働きかけて、村づくり、集落づくりをどうしていくんだと。自分たちの農地をとということを提起をもっとしていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

第3は、有害鳥獣対策についてであります。有害鳥獣対策は農政の大きな柱と位置づけて、対策も取り組んでおるわけですが、やはり生息数を減らすということが大事だということで、有害駆除事業を実施しておるわけですが、サル被害も広がってきておるわけですが、有害鳥獣事業について伺っておきたいと思うんですけれども、有害駆除は町長が有害駆除員ということで、許可を与えておるわけですが、見ておりますと、許可証が交付されておりまして、いろいろ注意事項も記載されております。有害駆除員の任命は、猟友会の推薦に基づいて町長が任命するということにしておるわけですが、猟友会の瑞穂支部では、町長が任命をした有害駆除員に駆除停止の決定通知を支部長名で出しております。駆除員の任命、駆除員としての停止を決定する権限というのは、それまで猟友会に与えているのか。どういう法律、条例でできることになっているのか、見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 許可権限については移譲できないということであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） そうしますと、この文書が出されておるわけなんですね、停止を通知しますということが。越権行為ということになると思うんですけども、そういうことが猟友会の判断でされるということは、猟友会としての問題ですし、町としても、そこはしっかり指導したり対応をするということが当然必要だと思うんですけども、その点について、当然、町としても知っておられるというふうに思うんですけども、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、権限につきましては、ただいま町長からの答弁のとおりでございます。有害駆除事業につきましては、猟友会と委託契約を結んでおりまして、議員のおっしゃるとおり、猟友会の推薦において年度当初に推薦をいただいております。そうした中で、有害駆除に当たっていただく中で、詳細な部分はいろんなケースがあるのかと思いますけれども、例えば、地元とのトラブルであったりそういった状況があった場合には、猟友会のほうで休んでいただくというようなことを判断されておられる場合もあるのかなというように認識をしております。また、そういった場合ではない場合については、町のほうからも猟友会のほうを指導はさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） どういう理由であれ、町長が任命した駆除員が、猟友会の支部が停止を決めるというようなことはもってのほかなんですね。それならばちゃんと町に手続き的に言って、町が停止をするというのが当然あるべき、法治国家でございますので、規則だとか条例に基づいてやらなければ、好き放題できるということになるのではないかと思います。そこら辺は厳格に私はやるべきだと。まして猟友会には、年間200万円以上の委託金を払って、もちろん駆除でいろいろお世話になっていることは前提ですけども、規則や条例に基づいてやっているわけでございますから、そういうことをしなければ、やはりいろいろ問題を組織としても起こしていくという1つの原因にも私はなると思うんですね。この停止をされた方の理由は、町が報償金として払っているこれを、この方は、私は猟友会からもらうべきではないと。ちゃんと町からもらうべきだし、現金でもらうべきだということで、口座振替を私は拒否するということの理由で停止ということになっておりますので、そんなことで停止をされていたのでは職権濫用という、権限がない者が停止をするということになっているということは、ここに控えを持っておりますけれども、明らかでございますので、も

う少ししっかり指導と監督をすべきだと思うんですけども、改めて伺っておきたいと思いません。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまの議員さんからの報告でございますけれども、そういった場合につきましては、猟友会のほうにまた指導をさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） この日付を見ますと、平成29年6月28日に臨時役員会の決定通知ということで通知されていますので、そういうことはしてはならないということをはっきりさせておかなければならないというように思いますし、町長が任命した人を猟友会の支部長が停止するというのは、そんなことがまかり通るということがそもそもおかしいんですね。それだったら、猟友会そのものの活動を停止するというぐらいの権限で私はやっていただきたいというように思います。こういう原因がどこにあるのかということをはっきりしておかなければいけないと思うんですけども、1つには、有害駆除の報償金の問題も大きいなというように思います。実際、年間数千万円の報償金が払われるわけでございますして、平成28年度の決算を見ても、5,000万円からの金を払うわけですから、そういう金が猟友会へ払われて、そして駆除員に払われるというお金の流れですね。公金でございますので、以前から申し上げておりますように、会計室から支払われるということをも1つしっかりすることと。

それから、有害駆除の審査会というのがございます。ある方が審査の内容の公開を求められました。記録がないということが答弁として返ってきております。公金を扱う有害駆除の審査をした記録がないというのは、どんな判断をしたと。どういう協議をしたということをも当然残していかなければ、これは基本だというように思うんですけども、この点についても当然改善が必要でありますし、そういうことになっているのかどうか、あわせて伺っておきたいと思いません。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、有害駆除の審査会でございますけれども、これにつきましては、町のほうでは設置をしておりません。平成27年度までにつきましては、猟友会との委託契約を結んでおりますので、有害鳥獣に係る写真等については猟友会のほうで、一旦、それぞれの捕獲員さんからの内容を猟友会のほうで見ていただいて、町のほうに出てき

たものを町のほうで最終確認をしてお支払いをしておるというようなことになっておるところでございます。私も猟友会のほうの聞き取りのほうをさせていただきまして、内容のほうを見ておりますけれども、記録については残しておらないということでございます。写真のほうを見ていただいて、やはり事業でございますので、証拠書類として町のほうに出していただくものでございますので、おかしなものについては、その場でお返しをしておられるところ、また、後日、連絡をいただいておりますということとなっております。平成28年度からは、それぞれ隊員の方にデジタルカメラのほうを貸与をさせていただいております、そういった町に提出する書類の確認等、猟友会のほうではなくて、一括して町のほうで実施をするということで、お互いの事務手続等の軽減も図る中で、そういった形にしてきておるというような状況にあります。

また、一方、報償金の関係でございますけれども、そちらのほうにつきましても、現在、直接個人のほうに支払いができないかということで、担当者レベルでただいま協議を踏っておるところでございます。今後、さらに調整を図りまして、進めてまいれたらというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 公金の扱いは厳格にするということで、しっかりそういう方向でやるべきだということを申し上げておきたいと思っております。

最後に、「安心」「愛」のあるまちづくりの中で、水道事業について伺っておきたいと思っております。

水道は生活していく上での基本でございます。高齢化、核家族化が進む中で、また、年金世帯が増加している中で、水道使用料を払うのは当然でございますけれども、基本水量が京丹波町は10トンとしております。やはりそれを実態にあわした5トンを1つの区切りをつくるということも必要だと思うんですけども、現在、5トン以下の水道使用戸数は何戸で、減免を受けている戸数は何戸であるかと。また、8トン以下の水道使用戸数は何戸で、減免を受けている戸数について、伺っておきたいと思っております。

本町へ転入された方が一番驚くというのは、水道料金でございます。他町では2カ月分が京丹波町の1カ月分というように驚嘆をされております。やはりその辺の見直しを私はしていくということも必要ではないかと思うんですけども、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

本年3月末における使用者6,869件のうち、5トン以下の使用件数は1,955件、減免者数は104件。8トン以下の使用件数は2,577件、減免者数は183件です。

本町の水道料金ですが、受益と負担の公平性から、公共料金等審議会の答申を受けて、平成22年度から平成24年度までの経過措置を設け、現行の料金体制に統一したところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私が申し上げたのは、料金を引き下げることではなしに、5トンとか、8トンとか、そういうクラス、基本水量を見直すべきではないかと。やはりひとり暮らしですね。全然使わないという方もあるわけでございますから、やはりそこら辺のランク、5トンを、例えば基本水量の基準にするということも私は必要だと思うんですけども、その見直しについて町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このことで今の収入が保たれているので、仮に8トンを5トンにしたとしたら、また収入が減ると。また一般会計から繰り入れないといけないという悪循環ではないんですけど、そういうことが起きる。山田議員、もちろんご承知なので、何とか水道事業は水道事業で、これからも維持することに懸命の努力をしていきたいということをお答えしておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、初めに申し上げましたように、水というのは一番生活の基本でございますので、そこをどう見るかというのは町長の姿勢が問われてくると思いますので、料金を下げるということではなしに、基本水量をどこにするかと。5トンにするか、8トンにするか、もちろんありますけども、やはりその辺のことはしっかり見直していくべきことは見直して、負担の軽減を図りながら、利用する人には当然利用していただいて、料金をいただくという、事業でございますので、そこをしっかりとすることと。やはり住民の暮らしの一番基本でございますので、そういう立場で私は水道の基本水量というのを見直すべきだということを強く申し上げて質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

次に、岩田恵一君の発言を許可します。

岩田君。

○11番（岩田恵一君） それでは、よろしく願いをいたします。

実りの秋を迎えました。稲刈りもいよいよというさなかですけども、少し天気が気になるところでございます。無事に収穫できればうれしく思いますし、頑張って取り組んでいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、まず1点目ですけども、農村・農業の再生、振興対策についてでございます。

質問につきまして、先ほどの山田議員さんの質問とかなり重複する部分がありますけれども、よろしく願いしたいというふうに思います。

農業従事者の高齢化と後継者不足、担い手不足、また有害鳥獣による作物被害やこうしたことによる耕作放棄地の増加など、負の連鎖が広がり、多くの農村が抱える深刻な問題と認識しており、本町でも例外ではありません。

本町の基幹産業である農業が、将来が見通せない危機的な時期を迎えるのではないかと危惧する1人であり、私たちの地域でも5年後、10年後、もっと先がどうなっているのだろうか、その姿が描けないところでございます。

地域で農作業をされている方とよく話をさせていただくことがございます。ほとんどが高齢の方との話になるんですけども、あと3年ぐらいが限界やなど。いや、来年どうなっているかわからん。子どもたちに米や野菜を送ると、うまいと喜んでくれるけども、ほんならあと引き継いで農業をやるとは言わんし、やめたいけど農地を荒らすのは隣接地もあるので申しわけないし、迷惑をかけたくないと。地域内の誰かやってくれるとうれしいのになど。こういう話をよく聞くんですけども、今、誰しもが発する言葉となりました。

第2次京丹波町総合計画も本年度より実行に移され、「日本のふるさと。自給自足的循環社会」と表現され、計画の推進、実践に向けた初年度となったところであり、農業が産業として再構築され、永続的に後世に伝えられることを期待するものでございます。

そこで、現状について少しお聞きいたしますが、まず1点目に、農業を守り、育て、意欲をもって取り組んでくれる新規就農者の今日までの定着状況について、あわせて就農者の経営状況についてお伺いいたします。また、担い手育成事業の状況はどうかについて、現状をお聞かせいただければ幸いです。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新規就農者の状況でございますけれども、平成20年度以降の新規就農者は現在研修中の方を含めまして23名であります。うち現在就農されている方は21名で

あります。

以上です。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） それぞれの新規就農者の経営状況でございますけれども、水稲、黒大豆の枝豆などを中心にブランド京野菜、それから直売所向けの野菜等の生産を行っていただいております。販売等につきましては、系統出荷、また、自主販売ルートの開拓もされておられる方もございますし、また、加工所を町の事業等を活用いただいて建設をされ、加工販売等もされておるような状況でございます。確かに、新規で就農された方の経営につきましては、経営間もないということで、厳しい状況にはあろうかというように思っておりますが、国の青年就農給付金、また、町の後継者育成事業の活用をいただいて、経営基盤の強化等に現在取り組みをされているところでございます。

以上でございます。

○11番（岩田恵一君） 担い手育成事業の状況についてお伺いしたのですが。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 担い手育成事業でございますけれども、それにつきましては、現在2名の、先ほど町長のほうからございましたけれども、研修者を含めて23名で、うち就農されている方が21名ということで、担い手育成事業、いわゆる京都府の担い手育成実践農場の研修の方が現在2名ということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 2つ目に、新規就農者が定職するには、その受け入れ態勢が鍵となると思います。例えば、空き家の活用ですとかそういったことがあるのではないかと思いますし、そうした環境整備の状況についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新規就農者の受け入れにつきましては、京都府などの関係機関と連携して就農者のニーズや受け入れ規模、あるいは地域を紹介しております。

また、環境整備につきましては、技術習得から就農までを一貫して支援し、実践的な研修を行う、府の担い手養成実践農場整備支援事業を活用して取り組んでおります。

住居につきましては、空き家バンク制度を活用した住居の確保や研修農地については、受け入れ地域の協力のもと確保しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 次に、3つ目ですけども、農業生産法人等の設立状況と新規参入はあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在の農業生産法人数は15件であります。また、現在、新規参入予定はございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 次に、4つ目ですが、耕作放棄地の実態と面積はどうか。また、その解決策についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 耕作放棄地の状況でございますけれど、農業委員会において毎年、農地の利用状況の調査を行っていただいております。その面積は54ヘクタールとなっております。また、農林業センサスによると76ヘクタールとなっております。

利用状況の調査の結果を受けまして、農地の所有者等に対する意向調査を実施しております。再生可能な農地は、農地中間管理機構への貸し付けを誘導するなどの取り組みが行われております。

解消策につきましては、まずは、耕作放棄地の発生を未然に防ぐため、地域での話し合いが重要であると考えておまして、人と農地の課題を話し合う京力農場プランの作成を推進しております。

また、再生可能な農地については、国の事業を活用し再生することが可能でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 今般、農業委員会の改革という中で法改正が行われました。今申し上げてきた新規就農、担い手問題、耕作放棄地などについて、農地利用の最適化の推進がうたわれまして、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入促進を強力に進めていくとの方針が示されたところでございますが、委員会並びに行政として、今後の取り組みや方向についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまも岩田議員さんからございましたように、農業委員会法が改正をされまして、平成28年4月から施行をされておるところでございます。本町

の農業委員会は、平成30年2月10日が現行の委員さんの任期ということで、それ以降、新たな体制でスタートをするということになっております。現在、地元の区長様、また、農家組合長様を対象に農業委員さん、また、最適化推進委員さんの選考等について説明会を9月中旬に実施をする運びとなっておりますのでございます。

そうした中で、先ほども議員さんのほうからおっしゃっていただきましたけれども、農地の最適化という利用推進の部分がかなり明確化に国のほうから最適化推進委員、また、農業委員さんのほうに仕事をというようなところになったところがございます。町のほうもあわせて、この京力農場プラン、人と農地の問題を地域で話し合っていて、その地域の5年後、10年後をどうしていくのかというところでプランの推進も図っておるところでございます。そうした話し合いの中でも、農業委員さん、また、最適化推進委員さんと協力をしながら地域の農地をどうしていくのか、また、担い手の関係、新規就農者の要望があるのかというようなところも、今後一緒に協力して事業のほうを進めていくということで考えておるところでございます。今後もプランのほうも積極的にですけれども、毎年何地区かピックアップしまして、そうした話し合いのもとで将来のことを皆さん考えていただけませんかということで、推進を図っておりますので、引き続きまた機会があるごとに、農家組合長会でありましたり、そういったところでも周知をしながら事業のほうを積極的に進めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 大いに期待しておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思います。

それとあわせてですね。平成25年12月13日に公布された農地中間管理機構、農地バンクの関係ですけれども、この活用状況と今後の見通しについて、わかっておればお伺ひしたいのですが。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 農地中間管理機構の活用でございますけれども、今ちょっと手元に詳細な面積の資料を持っておりませんので、詳しいことはちょっと申し上げられないんですが、毎年、この機構の事業が立ち上がりまして、京丹波町では農業生産法人があるところを中心に、当初推進を図らせていただいたところがございます。現在も集落営農組織や担い手の認定農家さんが大きく農地を集積されておるような地域に、京都府さん、それからJAさんとともに京力農場プランの作成とあわせて中間管理機構の推進も図らせていただい

ておるところでございます。

また、登録の状況でございますけれども、以前は借受者については年1回の借り受け規模の登録だったんですけども、今は借受者も随時登録ができるような状況になっておりまして、事業のほうも活用がしやすいように見直しをされてきておる状況でございます。

今後におきましても、うまく地域との話し合いを進めながら、機構を使った事業も進めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 急に言いましたので、申しわけなかったです。

本町では、兼業農家が主でございます。作業面や性能面などにおいて機械化し、効率化を図るのは当然のことでございます。順次更新もしていかなくてはなりませんけれども、機械をもって農地を守るがために、高額投資となると、そこはつまづくのではないかというふうに思いますし、それならやりたくないな、やめとこかと。機械を買うなら米を買った方が安いというのが最近の言葉でございます。それで、買って償却できないと。誰しもが考える当たり前のことだと思いますが、費用対効果からしても、断念せざるを得ないかなということになるのではないかというふうに思います。農地を守る、耕作放棄地をつくらない、すなわち、地域農業を守っていく取り組みとして、集落営農組織を基盤とした小規模組織、これは地域の農家組合ですとか、先ほど質問があったんですけど、農家の有志組織ですね。3人、4人が集まって組織して動きというの、そういった動きも出ているのかなというふうに思いますし、私の地域でもそうした取り組みを進めつつあるんですけども、こうした組織の支援の拡充・充実については、まだ十分ではないのではないかというふうに思います。私も導入させていただいて、3分の1が2分の1になったらうれしいなというような思いもしていたんですけど、そういう意味での拡充をしていただいたら先も見えますし、踏み出せるのではないかというような思いもあります。気概があっても資金繰りから踏み出せないとの声も聞きますし、機械化に対する支援の拡充も求められているところではないかというふうに思います。今後の地域農業を守る上においても、重要な課題ではないかというふうに思っていますし、そういった拡充策について、支援の拡充ができないものかどうかについて、今後の見通しについてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） それぞれの集落において、現在も共同の機械利用ということで取り組みをいただいております。拡充の策でございますけれども、町の事

業もございますけれども、京都府、また、国の事業もあるということでございます。毎年、本町では、11月にそれぞれの営農組織、また、農家組合等に要望調査のほうを実施をさせていただいておるところでございます。その中で、それぞれの組織から出てきた要望に対しまして、ここの組織では府の事業に乗れるのではないかとということで、地元との話もさせていただきながら、要件に乗れるものについては、もちろんのことではございますけれども、有利な府の事業等も活用して実施をしていくというところで現在進めております。

また、一方では、中山間直接支払制度の交付金を各それぞれ集落協定のほうに面積に応じてお金のほうをお支払いをさせていただいておるところでございます。町内でも、それぞれその組織の中でも集落内でのお話をいただいて、その交付金を活用いただいて、補助金の地元負担分に充てていただくことも可能でございますので、まずは、やはり、地元でのお話し合いも大事なかなというように思っていますし、また、そういったご相談については、それぞれ呼んでいただければ、また地域の話し合いのほうにも担当の者が参加をさせていただきますので、そういった形で、また事業のほうを有効に活用していただきますようによろしく願いをしたいというように思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） おっしゃることはよくわかって、そのとおりだと思います。中山間の交付金を充当しろというようなこともあるんですけど、なかなか全員がそういうふうに手を挙げてくれたらいいんですけど、なかなか難しいというのが現状ですし、農地を守るんだという気概があるような組織については、できるだけ支援の拡充について検討いただいて、いい結果に結びつけたらありがたいなというふうに思いますので、ぜひこれからもご検討のほうをよろしく願いしたいと思います。

意欲をもって農業に取り組むには、売れる米、これは昨日の新聞にも載っておりまして、府下の米の食味検査をして、ホテルとかそういったところに使っただけのんだというような記事が載っておりました。2年ほど前に、町内の食味検査しましたね。課長ね。京丹波の米はおいしい米だというようなことで、数値的にもあらわれておりまして、安心もしておりましたし、うれしいなという思いでございました。そういった売れる米、ブランド製品の栽培などを通じて、農業で食べられるといいですか。生活設計が立てられなければなりませんし、いかに売れる商品をつくるか、地域ブランドとして黒大豆、小豆などの維持拡大との施策のほうを示されておりますけれども、新ブランドとしての新産物の取り組み状況について、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新規作物であります。野菜では、えび芋、京かんざし、紫ずきん等が農業法人や若手農家を中心に生産されております。

一方、米の分野では、加工用米の京の輝きや飼料用米の生産面積が増加している状況にあります。

また、本町の特産であります黒大豆、小豆、丹波くりについては、消費者からの要望に供給が追いつかない状況にあります。需要に応えられるよう生産量を確保することも重要であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 今年、私の近くでも進めまして、飼料米の耕作をしていただきました。8月20日過ぎでしたか、もう刈り取りができて、楽やなと思ったんですけど、それが結果的に反当たりの収穫、収益にどうつながっていくのか、これからのことなんですけど、それが参考になれば、耕作されない土地については、そういったことでの工夫もしていきたいなというふうに思いますので、またそうしたことになるならば行政の支援もお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いろいろと私なりの農村の再生について申し上げてきたんですけども、農業再生の鍵とは何か、今のところ私もいろいろ策を練るといふか、どうしたらいいのか、どうした方策があるのかなというふうなことで悩んだりします。改めてお伺ひしたいと思ひますし、農業に携わる者がいなくなることは、人が集うことがなくなるということ、集団で共同作業ができなくなるということ。すなわち、その集落の存続も危ぶまれる状況になってくるのではないかと、そういったことにつながるのではないかとこのように懸念してあります。そういったことから、農業をきちっと守っていく、農地を守っていくということが大事かなというふうに思ひますので、改めて農業再生の鍵について、お尋ねをしたいというふうに思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町には、自然豊かな森林があります。そこからきれいな水が流れ、その水を利用し、農作物の生産が行われてあります。また、昼間と夜間との寒暖の差がおいしい農作物を育ててあります。

そうした、自然環境を守り続けていくことが今後においても重要であり、農業再生の鍵の1つだというふうと考えてあります。

また、あわせまして需要に応じた作物の生産と担い手の確保、農業生産を行うための施設

の維持、改善、課題であります有害鳥獣対策などの体制整備が重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 過渡期に来ているのではないかと自分も思いますし、今から底入れが必要なときではないかというふうに思っています。行政としてもしっかりサポートしていただきたいということをお願い申し上げまして、次の福祉施策についてお伺いをいたします。

本町の高齢化率も40%に迫り、地域によっては限界集落に近いところや、既に迎えているところもあるのではないかと思います。これは山下議員さんの質問にもありました。27集落が限界集落ということでございまして、大変多いなというふうにびっくりしたところでございます。

少子・高齢化がますます進む中におきまして、町内どこの地域に居住しようとも、等しく公平にサービスが受けられる体制とその構築が重要な施策であると思います。

そこで、買い物難民といわれる移動手段を持たない、特に高齢者家庭にとっては、必要不可欠な食料品ですとか生活雑貨などの日々の買い物に苦勞をされている状況にございます。

近所のおばさんが町営バスに乗っていかれるので聞きますと、バスに乗っていくけど、便数が少ないので、およそ1日かかりだなど。朝行ったら、もう夕方まで帰れないんだということをよく耳にいたしております。

そこで、町内2カ所に買い物支援バスが配置されておりますけれども、その運行状況についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 現在、道の駅丹波マーケスを拠点といたしました買い物支援事業につきましては、昨年10月の事業から開始をしているところであります。今のところ順調に利用者が伸びておりまして、平成28年度の利用実績といたしましては、丹波地区が13サロン、延べ98人、また、瑞穂地区においては34サロン、283人にご利用いただいているところであります。

平成29年度に入ってから利用状況は好調で、7月末現在で、丹波地区が12サロン、85人、瑞穂地区が35サロンの306人にご利用をいただいております。運行頻度といたしましても、おおむね2日に1回ペースで運行しているという状況であります。

また、和知地区の道の駅「和」さんが自主運営をされております買い物支援の利用状況につきましては、利用者数は月に約15人、運行日数といたしましては月に7日程度運行され

ているというふうにお伺いしているところであります。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） いろいろと聞かせていただきました。

丹波マーケスは、商業集積地として整備をされまして、町にとってはなくてはならない施設だということで、経営支援も行ってまいりました。住民の方々は公的な施設なんだと。そうした性格のものだという意識も高いのではないかと思います。そうした中において、余計に町民に還元すべき施設ではないかというふうに思いますし、また、広く利用してもらう、そのためには買い物支援バスを有効利用していただくこと。その存在も知らない住民の方が多いのではないかと思います。周知の方法もいろいろあると思いますけれども、広くPRして、利用を促してはどうかと思いますが、いかがでございますか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 議員さんおっしゃるとおり、そのことも必要だというふうには思っております。現在では、対象者が丹波マーケスの運行につきましては、丹波地区、瑞穂地区の方のサロンのご利用の方ということになっておりますので、サロンの皆様から広めていただくということもお願いをしているところであります。さらに、町から丹波地域開発のほうに、この事業については委託をしているということもありますので、丹波地域開発は独自で利用のしやすいような形でチラシをつくっていただいたりとか、また、利用促進に向けて事あるたびにPRをしていただいているという状況であります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 利用しやすい形にするのは当たり前のことだと思いますし、今、サロンの利用者の方に限定をされているということでございますけれども、もう少し門戸を広げるということで検討いただけたらいいかなというふうに思います。

近所のおばさんが町営バスで買い物という話をいたしましたけれども、高齢者を対象に買い物支援回数券ですとか、また、無料パスなどを発行いたしまして、無料配布してはどうかと考えますけれども、いかがでございますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町営バスは、運転免許を持たない方や高齢者の重要な交通手段であると認識しております。

高齢の方に対しまして、交通安全対策として、運転免許証自主返納等支援事業による路線バス利用券1万円分の配布などの施策を始めたばかりですが、ご提案の買い物支援回数券の

無料配布については、今考えておりません。今後、考えたらいいのかなというふうに思ったりしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 町営バスも、福祉バスという要素も大きいのではないかというふうに思いますし、特に私どもが住まいしておりますところでしたら、桧山に行く手段しかないわけですね。そこからまた丹波マーケスに行くとかという手段しかないので、そういう方々への支援をぜひしていただくことによって、また桧山の商店街もにぎやかになるだろうしというようなことも思っておりますので、ぜひ前向きなご検討をお願いしたいというふうに思っています。

それから、これも福祉部門でもやっておられますけども、買い物代行などのお手伝いできる体制がどんな方法があるのかわかりませんが、そういったことについても体制を整備してはどうかと考えますけれども、いかがでございますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、高齢者福祉施策におきましては、外出支援サービスを利用しての買い物場所への立ち寄り、また、食の自立支援サービスにおいて安否確認を兼ねた夕食の配達等を行っているところであります。

介護保険制度では、ホームヘルプサービスにおいて、独居等で家事を行うことが困難な方に対して、居宅サービス計画等に位置づけられている場合等に限られますが、買い物代行を行うことができます。

対象者や回数等の制限はありますが、こうした既存の制度、あるいは施策等との関係、そして地域の支え合いや、さらには離れて暮らす家族のかかわりなどを考慮しながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） ぜひ研究を重ねていただきたいというふうに思っています。

買い物に外れるんですけども、本庁、支所は問わず、窓口での業務、特に住民票とかそれなどの発行に際しましても、大変不便を感じるということをお聞きしておりますし、特に交通の便の悪い地域にお住いの高齢者の方々については、不自由さを感じるということをお話されておりました。以前から私も思っていたんですけど、窓口代行事務を職員が代行するなどして、そうした方への支援ができないかというふうに思っております。代理さんがやってカ

ードを借りたりできませんので、そういった職員がされるというのが一番いいかなというふうに思いますし、特に足の悪い方等につきましては、バスにも乗れないというようなことで、以前、僕が瑞穂時代にそういうことで預かったことがあったんですけども、委任状を書いていただいてというふうなことで対応できたというふうに思っています。そういうこともできないかなというふうに思うんですけども、いかがでございますか。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 現在、高齢者なりの施策につきましては、先ほど町長の答弁からございましたように、外出支援等を通じてそういうところへの立ち寄り等させていただいてるところでございます。また、それ以外の窓口の証明発行等につきましては、研究が要るのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） そういうことで不自由さを感じられておられる方もいるということが事実でございますので、できることならしてあげていただいたらどうかなというふうに思いますので、また、それについても研究をしてください。

私たちの地域でも、小さい頃は、行商のおばさん、舞鶴から電車に乗って、下山駅でおりてそこからバスでということで、唯一の食料品調達的手段でございました。週に一、二回程度でございましたけれども、大変便利さを感じていましたし、また、信頼関係も形成されて、留守の際には、注文品を裏口に置いてくれていたり。また、私ども家人がいない場合では、おじいちゃん、おばあちゃんの見守りを行ってくれたりというようなことで、互助精神ときずながそこにはあったのかなと。懐かしく、また、そうした情景が心地よいと感じておりました。その後、移動販売車に変わりましたし、夏には冷たいアイスキャンディーが食べられるということで、大変喜んでおりましたし、また楽しみが増えたことも思い出しております。

近年では、コンビニとかスーパーによる支援をいたしまして、過疎地域での移動販売車を運行させている自治体も増えてまいりましたけれども、本町でもそういったことが実現できないかと思っておりますけれども、いかがでございますか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長

○商工観光課長（山森英二君） 平成28年度におきまして地方創生加速化交付金事業としての取り組んだ和知力醸成によるにぎわいとふるさと創生事業の中で、和知駅前商店街等による宅配サービス事業の立ち上げ支援を行ってまいりました。

この事業は、和知駅前商店街等の9店舗が参加をさせていただきまして、わちスマイル便運営委員会を立ち上げていただき、参加9店舗の商品等を取りまとめましたカタログによります商品を受注をし、宅配するというサービスでございます。立ち上げ支援後の事業運営は、わちスマイル便運営委員会の自主運営により行っていただいておりますが、商工業の振興、あるいは地域の商店街活性化の観点から本事業が軌道に乗り、充実・発展していくよう、今後の事業運営を後押ししていきたいというふうに考えているのが現状でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） わちスマイル便について、瑞穂とか丹波に導入される計画はないんですか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長

○商工観光課長（山森英二君） この買い物支援につきましては、町も丹波マーケ스에委託をしたり、いろんな手法をとりながら、今、一生懸命取り組んでいるところであります。この交付金を利用したわちスマイル便も、今年の6月からやり始めたところですので、これがどれぐらい利用されるのかというあたりも、やはり推移を見ながらということもありますので、これが少しでも買い物支援で有効な手だてということであれば、もちろん瑞穂等の方々の関係者のご協力をいただきながら、普及をさせていくことも考えられるというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 買い物支援事業につきましては、経産省の買い物弱者対策支援の中で、少子高齢化とか、過疎化の社会情勢の大きな変化に伴いまして、生活インフラ弱体化に対する民間主体と地方自治体が連携した中で、持続的に行う地域の課題に対応すべく補助金を交付するというようなことで、それにのっとってバスの購入ですとかされたと思います。よい制度を利用されたというふうに思っていますので、今申し上げてきました買い物支援バスとか町営バスの運行、町営バスとは書いていません。コミュニティバスの関係で経産省の交付金の制度の中には載っておりますけども、コミュニティバス等で高齢者、身障者などの買い物の安否に対する支援とか、料金助成とか、各道の駅はもちろんですけども、各商店街への買い物の足として全国的にも取り組んでおりますので、例えば、運賃を100円に均一にするとか、町営バスの運賃は半額にするとか、そういった助成等も対象になるというふうに思っております。ぜひそういったことで、民間事業者との連携による移動販売車にかかわ

るものなどにつきましても、経産省の補助メニューもあるようなことですので、活用して実行に移してみてもどうかというふうに思っておりますけど、今後において、そういったことについての取り組みいかにについてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長

○商工観光課長（山森英二君） 今、議員さんのほうからいろんな制度もあるということを紹介もいただきました。我々も当然そういうところもアンテナを張りめぐらしながら、有効な制度を活用しながら買い物支援に取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 保健福祉サイドといたしましても、高齢者の方の福祉の増進ということを常に思っておりますので、研究しなければいけない部分はありますけども、いろんな施策を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） いずれ我が身に降りかかってまいります。ぜひそうしたことでお願いできたらありがたいですし、安心して私も買い物に行けるのではないかと考えていますので、ぜひ前向きなご検討をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、岩田恵一君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、25日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

本日は、大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 村山良夫

〃 署名議員 岩田恵一